

取引参加者の内部管理態勢に係る チェックポイント

日本取引所自主規制法人 考査部

<2022年10月 改訂版>



本稿は、あくまで啓発目的で作成しており、商用目的での無断複写、複製、転載を禁じます。
また、本稿での表現等の欠落・誤謬等につきまして、当法人はその責を負いかねますのでご了承下さい。

改訂版の発刊にあたって

当法人の考査の基本的な役割は、金融商品取引所（以下「取引所」といいます。）から自主規制業務を委託された者として、取引参加者における法令及び取引所規則（以下「法令等」といいます。）の遵守状況等に係る調査を実施することにより、取引所市場の公正性と信頼性を確保し、公益及び投資者の保護に資することにあります。

特に、取引所がその市場機能を適切に発揮していくために、取引所市場から一切の不適正な行為を排除し、またそれらが未然に防止されるよう、取引参加者に内部管理態勢の充実を求めていくことは、当法人の考査の最も重要な使命であると考えます。

また、当法人の考査においては、法令等の違反行為を指摘するのみでなく、取引参加者としての望ましい内部管理態勢の整備に向けたサポートを行う活動も重要な課題と捉えております。

そこで、当法人の考査部では、これまでの考査での経験を踏まえ、取引所取引に係るコンプライアンスに関係する項目における社内管理態勢上のポイントを整理し、2009年に「取引参加者の内部管理態勢に係るチェックポイント」として発刊しました。その後、現在に至るまで、法令諸規則の改正等を踏まえて適宜見直しを行ってまいりましたが、今回は、最良執行義務に係る法令等の改正及びプリンシプルベースの売買審査の要件の明確化等を踏まえ、このたび改訂版を作成いたしました。

当チェックポイントに掲げる事項は、当法人の考査において確認を行っているものであり、法令諸規則への違反又はそのおそれが認められる場合、取引参加者の業務又は財産の状況が市場の運営にかんがみて適当でない又は適当でないこととなるおそれのある状態であると認められる場合、その不備原因を特定し適切な改善を求めていくための考査員における考察ポイントとして、当法人の考査マニュアルにも記載し、日常の考査に反映させているものであります。

市場を取り巻くビジネス環境が大きく変化する中、個々の取引参加者においては多種多様なリスクを踏まえた内部管理態勢の構築が求められていることは、改めて申し上げるまでもありませんが、ルールへの遵守に加え、金融商品取引業者としての責務に根ざした社内管理の実践が、極めて重要な課題となっております。

当チェックポイントは、適切な内部管理態勢を模索する上での一つの留意点と考えられ、こうしたポイントを踏まえ、取引参加者における今後の自律的かつ前向きな対応に大いに期待するものであり、私どもといたしましても、そのための一助となれば幸いです。

2022年10月

日本取引所自主規制法人
考 査 部

< 目 次 >

| | (ページ) |
|---------------------------|-------|
| 1. 空売りの管理 | 3～7 |
| 2. 法人関係情報の管理 | 8～12 |
| 3. 差金決済取引の管理 | 13～15 |
| 4. フロントランニングの管理 | 16～18 |
| 5. 最良執行義務の管理 | 19～23 |
| 6. 高速取引行為の管理 | 24～25 |
| 7. システムリスク管理態勢 | 26～33 |
| 8. 信用取引委託保証金等の管理 | 34～37 |
| 9. 訂正処理の管理(自己委託区分、過誤訂正関係) | 38～41 |
| 10. 現金即日徴収規制の管理 | 42～43 |
| 11. 誤発注防止管理 | 44～49 |
| 12. 売買管理体制 | 50～54 |
| 13. 先物等証拠金の管理 | 55～57 |
| 14. 信用取引等の与信管理 | 58～60 |
| 15. 内部監査態勢 | 61～63 |
| 16. その他(1～4) | 64～68 |

★2022年9月末現在での法令諸規則に基づいている。

【凡例】

- ・東 証 … 東京証券取引所
- ・O S E … 大阪取引所
- ・J S C C … 日本証券クリアリング機構
- ・金商法 … 金融商品取引法
- ・金商業等府令 … 金融商品取引業等に関する内閣府令
- ・取引等規制府令 … 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
- ・監督指針 … 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

1. 空売りの管理

1. 関係法令諸規則

- ・金融商品取引法第162条第1項第1号
- ・金融商品取引法施行令第26条の2、第26条の2の2（決済措置の確認）、第26条の3（明示・確認義務）、第26条の4（価格制限）、第26条の5（残高情報の提供）、第26条の6（公募増資時の空売り規制）ほか
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第24号の2～第24号の5、第123条第1項第26号ほか
- ・有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第9条の2～第15条の8
- ・東証「業務規程」第14条第1項第2号、第16条
同「呼値に関する規則」第8条 ほか

〔参考〕当法人発行の「内部管理用ケーススタディハンドブック」掲載の「4. 空売り規制関係」の章

2. 規制の趣旨等

有価証券の空売りは、証券市場における価格の変動を安定化するため有用な機能を発揮することができるが、一方で、価格の変動（下落）を不当に激化し、場合によっては意図的な値崩れをもたらすことも懸念される。そのため、予防的な観点から空売りに対して規制が行われている。

「空売り」とは、①有価証券を有しないでする売付け、②有価証券を借り入れてする売付け、③有している有価証券の売付け後（借り入れているものを除く）に遅滞なく当該有価証券を提供することが明らかでない場合の売付けをいう。また、何人も政令で定めるところに違反して行うことが禁止されている。

規制の内容は、大別すると、「明示・確認義務」に係るものと、「価格制限」に係るものがある。

「明示・確認義務」については、空売りか否かの明示につき、売付けを行うに際し取引所等に対して行うことが求められる。そのため、取引参加者側では、注文の受託に際し、空売りか否かの確認を顧客（委託者）に対して行い（注；取次ぎを引き受けたものも同じ）、顧客側でも空売りか否かの別を明らかにすることが求められている。

また、「価格制限」の規制については、空売りをする「直近の公表価格以下」での空売りが禁止（なお、当該公表価格がその直近に公表した価格を上回る場合、当該公表価格での空売りについてはこの限りでない。）されている。ただし、これは、空売り規制の総合的な見直し（2013年11月5日に改正法令が施行）により、個々の銘柄において、前日の終値等を基礎として算出される基準価格から10%以上低い価格で約定が発生した場合に当該銘柄に対して規制が適用されるという、「トリガー型」の価格規制により運用されている。

なお、明示・確認義務及び価格制限の規制には適用除外となっているものがあり、その要件は、内閣府令（取引等規制府令）に具体的に規定されている。

これらに加えて、2008年10月から12月にかけて、「ネイキッド・ショート・セリング [Naked Short Selling]（売付けの際に証券の手当てがなされていない空売り）の禁止」、並びに一定規模以上の空売りポジションの保有者に対する、取引所への残高情報提供の義務付け等の実施につき、関係政令等の整備が行われ、“時限的”なもの（①決済措置の確認、②残高情報の提供）と“恒久的”なもの（③前受けのない実売り等の確認）とに分けられていたが、空売り規制の総合的な見直し（同上）により、「時限」の枠組みが廃止され、恒久措置として内容の見直しが行われている。

また、2011年12月からは、公募増資公表後、新株等の発行価格決定までの間に空売りを行った場合には、当該増資（募集・売出し）に応じて取得した新株等により空売りに係る借入れポジションの解消を禁じられ、金融商品取引業者には当該規制の内容を周知する義務を課す、「公募増資時の空売り規制」が新たに導入されている。

3. 規制上の主なチェックポイント

- ① 空売りである旨の明示は、注文発注時点で行う必要がある。取引参加者にて委託注文の執行ミスで“結果的に”自己の空売りとなったものについても、当該売付けの執行時点で空売りか否かを判断する。したがって、事後とはいえ空売りの明示が漏れていた場合、取引参加者は速やかに取引所に対して“訂正申告”を行う必要がある。

なお、事後の訂正に際し、法令違反の報告を行う必要が生じた場合は速やかに必要な対応を行う。

- ② 空売り規制に係る明示・確認義務の適用除外となる取引、価格制限の適用除外となる取引については、各々内閣府令にて限定的に規定（※借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外となる取引として限定的に規定している条文の内容を参照のこと）されている。したがって、当該除外要件に該当しない空売りは、明示・確認義務や価格制限の適用を受ける。
- ③ 顧客の所有する証券を VWAP ギャランティ取引及び VWAP ターゲット取引で買取る契約を結んだ取引参加者が、自己計算により同一銘柄の証券の事前ヘッジを目的とした空売りを行う場合には、“予め設定されたプログラムに従い売付け注文が発注”され、かつ、“特別の勘定で管理”されており、かつ、“終日 VWAP、前場 VWAP 及び後場 VWAP”に限り、「価格規制の適用除外（注；空売り明示は必要）」となる。一方、“時間 VWAP”は価格制限の規制を受ける。
- ④ 売買立会での最終値段で市場外において自己が買い取ることを約束する取引（引け値ギャランティ取引）に係る事前ヘッジを目的とした空売りを行う場合には、“価格規制の適用除外とはならない”ため、価格制限の規制を受ける。
- ⑤ 価格の制限においては、トリガー抵触（価格規制の発動）後、直近公表価格と直前の価格が同値である場合には、更にその前の価格と比較して、“直近公表価格の方が高いときは直近公表価格未満での空売りが禁止”され、“直近公表価格が低いときは直近公表価格以下の空売りが禁止”される。
- ⑥ 価格制限の適用除外になるかどうかは、個人投資家等（適格機関投資家に該当しない者[※]）からの信用取引の売り注文については、基本的には顧客の個々の注文数量について 50 単位以下の注文であれば、価格制限の適用除外になる。ただし、本来、価格制限に服する注文について、顧客が規制を回避する目的のために、50 単位以下に分割して複数の売り注文を発注する場合には、これを別の注文とみなすことはできず、それぞれの注文において、価格制限の適用除外とはならない。
- 注；金融庁ホームページで「適格機関投資家に関する情報」が掲載されている。
(<http://www.fsa.go.jp/common/law/tekikaku/index.html>)
- ⑦ 価格制限の適用前（トリガー抵触前）であったとしても、取引参加者は、東証に対して空売り注文を発注する際には、東証の規則（「呼値に関する規則」第 8 条）に基づき、「価格規制適用あり（フラグ 5）」又は「価格規制なし（フラグ 7）」の別を明示して発注する必要がある。

- ⑧ 取引参加者が“預託を受けていない証券”につき売付けの委託を受ける場合には、当該「売付け証券の管理方法（例；『どこの信託銀行で管理されているのか』など）」又は「空売りの明示・確認義務の適用除外対象取引に該当しているか」を確認する必要がある。更に、確認した内容については、法定要件を満たす記録の作成及び保存（7年間）が求められる。
- ⑨ 個々の公募・売出しの取扱いを行うに当たり、公募増資時の空売り規制に係る周知を顧客に対して行う必要がある。また、すべての取引参加者においては、当該規制逃れのための潜脱行為の有無についても、売買審査等の観点から留意が必要（※積極的な確認は義務付けられてはいないものの、業務の健全性・適切性の観点から、通常の注意を払っていれば容易に把握可能な顧客の規制違反行為を見逃していたなら、内部管理態勢上の不備を問われかねない）である。

4. 管理態勢上の主なチェックポイント

- (1) 空売り規制の遵守に向け、適切に組織態勢が運用されているか。また、社内ルール（自社で取扱う空売りの種類、確認・記録等の方法、その他に係る社内規程・運用ルール）も適切に定められているか。
- (2) 空売りに関する法令諸規則、自主規制機関からの通知等がいつでも利用できるよう、管理部門及び営業部門等に適切に整理・保存されているか。それらは、自社の業務の実態に即した適正な運用が図れるよう、分かりやすく整理されているか。
- (3) 一連の空売り規制の導入・改正、について、適切に社内周知・徹底（そのフォローも含む）が図られているか。
- (4) 過去の空売り規制違反から問題点を分析し、発生頻度、発生理由に見合った業務の見直しが行なわれているか。
- (5) 空売り規制に関する継続的な社内研修の実施、法令等の改正があった場合の関係部署へ説明・資料の配布等が、適切に実施されているか。
- (6) 預り証券数量以上の超過発注等の防止、保有ポジションを超える自己の売り注文の発注に係る空売りフラグの自動付加など、空売り規制違反の未然防止のための具体的なシステム対応等及びその検証が適切に実施されているか。

- (7) 証券の前受けがない（売付者名義の口座に証券残高がない）場合の「実売り」について、あるいは空売りの「明示・確認義務の適用除外」となる注文について、対象となる有価証券の管理方法の確認をどのように実施しているか。更に、当該確認の記録・保存は、適切に行われているか。
- (8) 個人投資家等（適格機関投資家に該当しない者）の信用新規売りについて、価格規制逃れが疑われる 50 単位以下の分割発注の有無につき、受注時及び事後チェックを適切に実施しているか。更に、疑念の持たれる取引を発見した場合、取引内容の審査など適切な対応が行われているか。
- (9) 約定訂正等に伴い、事後に取引所に対して空売り区分に係る訂正申告（「空売り・信用取引・自己委託区分訂正申告書」の提出）を行う場合、提出漏れ等を防ぐチェックが適切に行われているか。
- (10) 「ネイキッド・ショート・セリング防止」の観点から、空売り注文の受託に係る「決済措置」の確認、同適用除外取引の確認、並びに当該確認の記録（7 年間の保存義務）が適切に行われているか。
- (11) 顧客が多数回のフェイル（店内フェイルも含む）を発生させている場合、空売り規制遵守の観点から、有価証券の管理方法や決済措置確認の内容に係る適切性の再チェック（有価証券の預け先や調達先の確認や、契約内容の確認、オペレーションの確認等が考えられる。）を行うなど、適切な管理を実施しているか。更に、当該顧客等に対しては、どのように対応しているか。
- (12) 空売り残高情報提供（「0.2%以上かつ 50 単位超の空売りポジション保有者報告」）の遵守の観点から、適切な対応（顧客対応ほか）、社内チェックが行われているか。
- (13) 公正な価格形成を阻害する行為を防止する等の観点から、空売り規制逃れの潜脱行為の有無など、適切な売買管理・審査が行われているか。

2. 法人関係情報の管理

1. 関係法令諸規則

- ・ 金融商品取引法第 38 条第 9 号、第 40 条第 2 号
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号、
第 117 条第 1 項第 12～16 号、第 123 条第 1 項第 5 号
- ・ 東証「取引参加者規程」第 22 条の 5
- ・ 日本証券業協会「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」
同 「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」
同 「協会員のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン」
同 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第 15 条、第 15 条の 2、第 25 条 ほか

2. 規制の趣旨等

「法人関係情報」とは、“上場会社等の運営、業務または財産に関する重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるものや公開買付けの実施または中止の決定等に係る情報”で、“未だ公表されていない”ものをいう。これは、インサイダー取引規制の対象範囲より広い概念が用いられている。

具体的には、不公正取引の防止や投資者保護の観点から金商業等府令第 117 条第 1 項第 12～16 号の各規定によって、それぞれ当該情報を利用して金融商品取引業者の役職員自らの売買や金融商品取引業者による自己売買を行ったり、当該情報をブローカー業務に利用すること等が禁止されている。

金融商品取引業者は、同府令第 123 条第 1 項第 5 号により、金融商品取引業者が取得した法人関係情報の管理又は顧客の有価証券の売買等に関する管理の状況が、“法人関係情報に係る不公正取引の防止上、必要かつ適切な措置を講じていないと認められる”状況に該当することのないように業務を営むことが求められている。

また、2014 年 4 月に施行した金商法及び関連法令において、いわゆる J-REIT がインサイ

ダー取引規制の対象に加えられたことや会社関係者による情報伝達・取引推奨行為に対する規制が導入されたことなど、一連の規制強化が進められたことを踏まえ、取引所規則においては、取引参加者に対し必要かつ適切な法人関係情報の管理体制の整備を求める規則改正を行っている。

更に、2016年には取引参加者のアナリストが上場会社から取材等で取得した情報について、非公表のものには法人関係情報が含まれている可能性があるところ、顧客等に提供する情報の法人関係情報該当性について社内で十分な審査が行われないうまま、情報の伝達が行われたとして行政処分が行われた事案が複数あったほか、こうした状況等を背景として、日本証券業協会より「協会のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン」が発出されている。

また、銀証ファイアーウォール規制の見直しに係る金商業等府令、監督指針の一部改正（2022年6月施行）により、「Need to know原則」を踏まえた顧客等に関する情報管理態勢の整備等が示されたことを踏まえ、日本証券業協会の「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の一部改正が行われている。

3. 規制上の主なチェックポイント

- ① 法人関係情報は、金商業等府令第1条第4項第14号で定義（上記“ ”書きの内容）されている。ただし、金融商品取引業者が取得、保有する情報が「法人関係情報」に該当するかどうかは、個別の事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものとされている。また、インサイダー取引規制違反は刑事罰・課徴金の対象となるのに対し、法人関係情報管理の規制は、いわゆる「業者規制」として行政処分の対象となっている。具体的な管理に当たっては、日本証券業協会の規則によりその枠組みが定められており、社内規則の制定、管理範囲・手続きの明確化、定期的な検証等を通じて、管理の充実・徹底が求められている。
- ② 法人関係情報の管理においては、現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報や、法人関係情報を取得している場合にそれ自体は法人関係情報に該当しなくても他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報（示唆情報等）に関しても考慮の上、各社にて適切な対応を図る必要がある。
- ③ 管理対象とすべき情報を社内で判別するに当たっては、実質的に判断していく必要がある。例えば、インサイダー取引規制の対象となる重要事実以外にも投資判断に影響を及ぼす可能性のあるもの（例えば、上場会社の重要事実には該当しないが、取引所

の適時開示や臨時報告書による開示の対象となる事象など)、時期的に重要事実の発生に至る前のもの(例えば、上場会社が業務執行機関で決定をすれば、決定事実として重要事実となる事象について、いまだ機関決定がなされていないが、相当の可能性で近々当該決定が予定されている事象など)は、端的なものと考えられる。

- ④ 「法人関係情報に係る不公正取引」には、インサイダー取引も含まれる。したがって、インサイダー取引に係る防止管理に不備(例えば多件数に及ぶ内部者登録漏れ)が認められるならば、金商業等府令第123条第1項第5号に該当するおそれがある。
- ⑤ いわゆるJ-REITに係る会社関係者の範囲には、上場投資法人等(いわゆるJ-REITの発行者)、その資産運用会社及びその資産運用会社の親会社その他の特定関係法人(いわゆるスポンサー)の関係者等が含まれる。
- ⑥ 取引一任契約に基づく取引は、顧客の計算による取引となるが、第一種金融商品取引業者が行う場合には、法人関係情報を利用した自己売買の禁止に含まれる。
- ⑦ 上場会社若しくは上場会社の子会社である第一種金融商品取引業者の場合、自社情報であっても法人関係情報であることに違いはないので、他の上場会社の法人関係情報に対する場合と同じ考え方に基づいて管理を行う必要がある。

4. 管理態勢上の主なチェックポイント

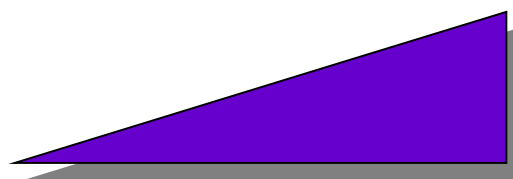
- (1) 「①取得した法人関係情報の管理、②法人関係情報を利用した不公正取引防止管理、③的確な内部者登録業務の履行、④内部者取引に係る売買管理」など、法人関係情報に係る管理を遂行するために、適切な人員配置、組織態勢が組まれているか。
- (2) 法人関係情報に係る管理を遂行するために、社内ルール(社内規程、運用ルール)が適切に定められているか。
- (3) 法人関係情報の管理に係る社内ルールや留意点が適切に周知され、全社的に社内ルールどおりの運用が徹底されているか(例えば、法人関係情報の取得実績の少ない部店についても、取得があった際に適切な管理が行われるような態勢整備が必要である)。
- (4) 役職員がその業務に関して法人関係情報を取得した場合、社内報告等に係る業務が適切に運用されているか。また、法人関係情報をその重要度等に応じてランク付けして

管理を行っている場合には、そのランク付けが適切に行われているか。

- (5) 業務上必要な場合において所定の手続き（例、管理部門の承認等）に則るときを除き、社内及び社外ともに伝達禁止となっているか。また、法人関係情報を推知できる情報を安易に伝達する行為や法人関係情報及びその関連情報を詮索する行為も禁止となっているか。
- (6) 法人関係情報を記載した書面及び自社が発行会社における重要な取引（発行会社に係る合併、買収、公開買付け、新株式等の発行又は経営の重要な変更、ほか）に関与している場合の当該取引の関係書類・情報を適切に管理（例；各担当部署において、物理的に他の部門から隔離して管理しているかなど）しているか。
- (7) 法人関係情報を含む電子ファイルについて、アクセス制限を設ける等により、業務上不必要な部門に伝わらないよう適切に管理しているか。また、システムのメンテナンス等の目的で、全てのサーバやフォルダにアクセス可能な特権ID等を付与している場合には、パスワードの設定やアクセスログのモニタリング等、情報漏えいを防止する管理が適切に行われているか。
- (8) 投資情報資料を作成し、社内等に配布しようとする際に、法人関係情報を統括的に管理する部門等において審査（法人関係情報が当該情報資料を通じて漏洩・伝達されていないか等の観点からの審査）を行っているか。また、投資情報資料を社内等に公開するときに、同時に公開するようにしているか。
- (9) アナリストが取材活動等を通じて取得した情報について、当該情報が法人関係情報に該当するか否かの判断に関し、コンプライアンス部門等が審査又は牽制する体制が適切に構築されているか。
- (10) アナリストがアナリスト・レポート以外の方法（電話、メール等）により顧客等に情報を伝達する場合において、当該情報に法人関係情報が含まれていないかどうか等の確認を適時適切に行っているか。
- (11) 法人関係情報を利用した不公正取引に係る売買管理（①自己売買、②ブローカー業務への利用、③自社役職員による売買、④他人への伝達防止策など）を、社内規程等に基づいて適切に履行しているか。
- (12) 公表情報に基づき管理の解除を行う場合は、取引所の適時開示情報閲覧サービス

(TDnet) 等にて適切に確認を行っているか。)

- (13) 内部者登録に係る業務は、社内規程等に基づいて適切に行われているか。また、内部者の登録内容に係る定期的な点検 (J-IRISS による照会を含む) は適切に行われているか。
- (14) 顧客に対し、内部者登録の対象に該当するか否かにつき変更があったときに、遅滞なく届け出ることを義務付けているか。当該義務の履行をどのような方法で担保しているか (書面による契約、確認書の徴求、ホームページへの掲載等。特にネット取引の場合どのような方法で行っているか)。また、届出を怠った顧客に対する対応はどのように行っているか。
- (15) 内部者登録顧客が該当銘柄に係る取引をした場合の業務運用は、どのように行われているか。
- (16) 「委託注文書」の徴求漏れに対する業務運用は、どのように行われているか。
また、法人関係情報の公表銘柄に係る事後審査は、どのように行われているか。
- (17) 「発行会社の役員等」による当該発行会社の特定有価証券等の売買注文が、“買付け後 6 ヶ月以内の売付注文” 又は “売付け後 6 ヶ月以内の買付注文” であり、かつ “利益を得ることが明らか” な場合、当該売買注文を受託していないかにつき、適切に監視又は審査は行われているか。
- (18) 法人関係情報の管理に関し管理上の問題が発生していないか、適切な管理が行われているかについて、定期的な検査等のモニタリングが行われているか。



3. 差金決済取引の管理

1. 関係法令

- ・ 金融商品取引法第 161 条の 2
- ・ 金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 10 条第 1 項

〔参考〕当法人発行の「内部管理用ケーススタディハンドブック」掲載の「3. 差金決済取引関係」の章

2. 規制の趣旨等

法令上、“信用取引を行うことを明示しない取引”と規定されている、いわゆる「差金決済取引」は、信用取引によらない現金取引について、顧客の注文に基づき、当初の取引により買付け又は売付けられた有価証券と同銘柄の有価証券の反対売買により、現実の受渡しを省略し単に相殺することで当初取引の決済を行うことを禁止するものである。

すなわち、注文と同時に“信用取引を行うこと”を明示しない取引は、買付代金又は売付有価証券の提供により決済を履行すべきものであるが、受渡しを伴わず、しかも、委託保証金なしに信用取引の効果を得る“不健全な取引”をここでは禁止している。

このように、差金決済取引は、信用取引における保証金の預託制度に対する脱法的行為であり、また、他方では投機的取引を助長することにより健全な投資態度を損なうおそれがあることから、法令にて禁止されている。

3. 規制上の主なチェックポイント

- ① 買付代金をMRF等の他の預り金で充当させる場合、決済時点までに現金勘定に当該所要金額を振り替える。

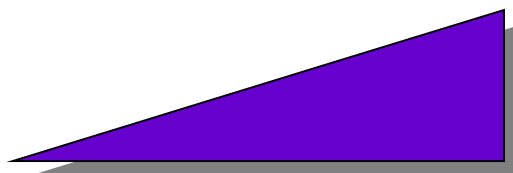
- ② 同一日の同一銘柄の売買（いわゆる『日計り売買』）については、一日を通して差金決済取引の該当性を判断する。例えば、「売り 1000 株－買い 1000 株－売り 1000 株」という日計り売買のケースでは、“売りが計 2 回で 2000 株に対して、買いは 1 回で 1000 株”という状態にあり、売付分の 2000 株を既に保有しこれを決済に充当するならば、差金決済取引には該当しないが、1000 株しか保有していない場合、このまま決済を行えば差金決済取引に該当する。なお、「買い 1000 株－売り 1000 株－買い 1000 株」のケースにおいても同様に考える。
- ③ 顧客が現に保有している株式を売却し、同一日に買戻す取引（「クロス取引」を含む）については、買付代金の入金がない場合、振替口座簿などの帳簿書類にて既保有株式の異動を適切に記録する。
- ④ 顧客の決済不履行（立替金の計上）が発生し、東証「受託契約準則第 53 条」に基づき、当該顧客の勘定で反対売買を執行する“自助売却”が適切に行われた場合、差金決済取引には該当しない。
- ⑤ 取引所取引において、証券保管振替機構の「一般振替 DVP」参加者である顧客との間で、同 DVP スキームに基づきネット決済を行う場合は、法令違反に当たらないと解されている。

注；2003 年 9 月 12 日付、「日本証券業協会・営業ルール照会制度」での回答

4. 管理態勢上の主なチェックポイント

- (1) 差金決済取引の未然防止に向け、適切に組織態勢が運用されているか。
- (2) 差金決済取引の未然防止に向け、社内ルール（社内規程、運用ルール）が適切に定められているか。
- (3) 日計り売買について、どのように取り扱われているのか。特に独自の管理を行っている場合、適切な管理内容となっているか。
- (4) 顧客への立替金の発生（そのおそれも含む）と自助売却の処理について、東証規則（受託契約準則）に準拠して適切に行われているか。

- (5) 差金決済取引回避のための必要入金額の入出金の運用・管理について、適切に処理されているか。
- (6) 差金決済取引の“おそれ”のある売買の抽出（決済前の必要入金額チェック）は、どのように行われているか。
- (7) 差金決済類似行為とみなされる、「①信用取引の現引きと当該現引き株式の現物売り、②現物買いと当該買付け株式での現渡し、③現引きと当該現引き株式による現渡し」について、適切な処理・管理がなされているか。
- (8) 差金決済取引が発生した場合、適切に社内対応がされているか。
- (9) 個別の取引に対し、差金決済取引か否かの判断がつかない場合、関係部署間の連携など適切な社内対応がされているか。
- (10) 差金決済取引の未然防止に向けた、社内教育（研修）、個別事象に係る具体的な注意喚起について、適切に行われているか。
- (11) 顧客に対して、差金決済取引の未然防止に向けた注意喚起（ホームページでの注意の呼びかけ等）をどのように行っているか。
- (12) 差金決済取引に係る社内検査は行われているのか。行われていれば、どのような着眼点・頻度にて実施されているか。



4. フロントランニング の管理

1. 関係法令等

- ・ 金融商品取引法第 38 条第 9 号
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 10 号
- ・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-1-3「取引一任契約等」(1)

2. 規制の趣旨等

ブローカレッジ及びトレーディング業務を営む金融商品取引業者とその顧客との間における利益相反を防止するため、内閣府令により「委託注文に優先する自己の計算による有価証券の売買をする行為」が禁止されている。これは、金融商品取引業者が顧客から注文を受託した場合に、その注文情報を不当に利用し、委託注文に先回りして同一方向（委託注文と同じ売り又は買い）の自己注文を委託注文と同等又はそれよりも有利な条件で成立させることにより顧客が不利益（執行コスト増）を被ることを防ぐために設けられている。

なお、「金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令」第 16 条第 1 項第 8 号に規定する取引一任契約（関係外国金融商品取引業者との全部一任契約）に基づく売買注文は、“自己注文と同等”とみなされフロントランニング規制の対象となっている。

3. 規制上の主なチェックポイント

- ① 有価証券の買付け・売付けのみならず、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引についても規制対象となる。
- ② 未然防止の観点から、営業部門（委託注文を取扱う部署）と自己売買部門の業務が各々独立し、かつ適切な委託注文情報の管理が求められる。そのためには、少なくとも、両部門間の業務分離と情報遮断措置（物理的、システム的な情報遮断）が必要となる。

- ③ 逆指値注文を受託した金融商品取引業者がトリガー価格（相場が予め顧客の指示した価格に到達した時に直ちに執行する旨の条件が付されている場合における当該価格）に到達する前ないし到達後、当該委託注文を発注する前にその情報を不正に利用して自己の計算で有利に売買を行うことは、フロントランニングに該当するおそれがある。
- ④ いわゆる「一本値返し取引（顧客から売買立会終了後に金融商品取引業者が完了した手当て売買の平均取引価格で立会外売買又は取引所市場外取引を行う取引などを言い、金融商品取引業者は、当該注文をカバーするために、取引所市場において自己による手当て売買をする必要が生じることになる。）」に応じるための自己による先行手当て売買が、同一銘柄・同一方向の委託の CD 注文（注；業者に一日の取引の中で最良執行を要請した上で価格について当該業者が裁量で定める注文）ないしは VWAP 注文に優先して執行される場合、自己による手当て売買を行う業務と、委託による CD 注文ないしは VWAP 注文の執行業務を同一の担当者にさせないようにする必要がある。

〔備考〕東証規則及び OSE 規則（「取引の信義則に関する規則」）では、二つの市場にまたがる価格連動性のある商品間（派生商品と上場株券、ほか）でのフロントランニングに対して、別途規制している。

4. 管理態勢上の主なチェックポイント

- (1) 営業部門及び自己売買部門（注 1）に属する部署の設置場所、所属社員の座席配置に関して講じている、情報伝達の遮断措置の内容（注 2）は、フロントランニング規制遵守の観点から十分なものかどうか。

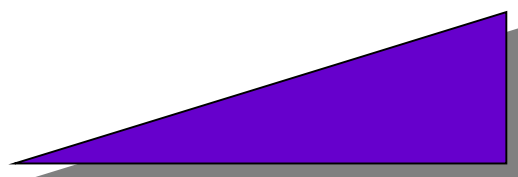
注 1；自己売買部門とは、①ディーリング部門、②関係外国証券業者との取引一任契約（全部一任）に基づく売買を執行する部門、③自社が相手方となって執行する ToSTNeT（立会外取引）の価格が当初から決まっている注文に係る自己先行手当て売買部門、④一本値返し取引注文に係る自己先行手当て買い部門、⑤約定訂正に係る自己売買（誤約定した委託注文の自己振替及びその処分売買）を担当する部門、などをいう。

注 2；事務室又は事務フロアの分離・独立、管理者及び担当者の専任化、担当社員以外の入退室に係る制限

- (2) 委託注文の受発注に係るシステムに障害が発生した場合、非常手段として、自己売買部門に属する部署から委託注文を発注することがあるのかどうか。 その場合、自己

注文との関係において、どのような取扱いルールの下で行うこととしているか。

- (3) フロントランニング防止を目的とした社内規程(注文情報の漏洩及び不正利用の禁止といった注文情報管理に関する規則、違反した場合の罰則など)や運用マニュアル等が、適切に策定されているか。
- (4) 関係ルール等に改廃等の変更があった場合、速やかに周知徹底等が行われているか。
- (5) フロントランニングが疑われる行為の有無に関する社内チェック及び発見後の処理は、どのように行われているか。



5. 最良執行義務の管理

1. 関係法令

- ・ 金融商品取引法第 40 条の 2
- ・ 金融商品取引法施行令第 16 条の 6
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 2
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第 124 条
- ・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-1-2「勧誘・説明態勢」

〔備考〕 2021 年 6 月 2 日付・金融審議会 市場制度ワーキング・グループ/
最良執行のあり方等に関するタスクフォース 報告書

2. 規制の趣旨等

「最良執行義務」とは、顧客のための有価証券の売買に当たり、顧客にとって最も有利な条件で売買を執行するよう合理的な注意を尽さなければならない、という金融商品取引業者に課せられる義務のことである。

金融商品取引業者は、証券取引の受任者の立場にあることから、「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。」とする民法第 644 条のいわゆる“善管注意義務”を顧客に対し負っているが、最良執行義務もその一環として金融商品取引業者が負う義務とされている。

金融商品取引法においては、「① 最良の取引の条件で執行するための方針及び方法（以下「最良執行方針等」という。）を定める。② 最良執行方針等を公表する。③ 顧客から注文を受託する前に予め最良執行方針等を記載した書面を顧客に交付する。④ 最良執行方針等に基づいて注文を執行する。⑤ 注文執行後に顧客から求めがあれば、最良執行方針等に従って執行された旨を説明した書面を交付する。」という、5 つの具体的な義務内容が規定されている。

2021 年 6 月に公表された「金融審議会 市場制度ワーキング・グループによる最良執行のあり方等に関するタスクフォース報告書」の提言を受け、2022 年 5 月に政令、金商業等府令、監督指針が公布され、2023 年 1 月施行で、最良執行方針等に係る見直しが行われる。（既存の最良執行方針等については 1 年間の経過措置が認められる。）

3. 規制上の主なチェックポイント

<最良執行方針等の策定>

- ① 最良執行方針等は、上場株式等、店頭売買有価証券及び取扱有価証券の売買（先物取引等を除く）に関する注文について定める必要がある。なお、債券取引、市場デリバティブ取引に関する注文については、法令上、対象から除かれている。
- ② 2023年1月施行の改正金商業等府令第124条第2項において、SORを使用する場合及び個人顧客からの注文を執行する場合の最良執行方針等に記載すべき事項は以下のとおりである。
 - ・SORを使用する場合には、その旨、価格を比較する市場（取引所、PTS、ダークプール）、市場の選択方法及び順序（複数の市場における最も有利な価格が同一である場合を含むものに限る）及び注文執行に要する時間の差により生ずる市場における相場に係る変動、市場間の格差等を利用した取引戦略への対応方針及び対応策の概要を記載する。
 - ・個人顧客からの注文を執行する場合において、ダークプール（社内取引システム）を使用して執行するとき、又は、最良の取引の条件が最も有利な価格で執行すること以外のときには、その旨を記載する。
- ③ 最良執行方針等は、政令で「銘柄ごとに最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由」を記載して定めるよう規定されているが、これは、顧客が自らの注文がどのような方法で執行されるかを予め認識できるようにするためである。それゆえ、必ずしも個別銘柄名を列挙して最良執行方針等を記載しなくとも、顧客が、注文した銘柄についてどの市場でどのような方法により執行されるのか認識しうる形で記載されていれば足りる。ただし、個別銘柄ごとの方針を定めない場合は、個別銘柄ごとの方針を知りたい顧客が最新のものを知ることができる手段（ホームページでの掲載等）が確保されていなければならない。
- ④ 公表されている最良執行方針等と実際の運用が異なる状態は適切なものと言い難く、対面取引とインターネット取引とで執行方針に違いがある場合には、その違いが分かるように記載をするのが適当である。

<最良執行方針等の公表>

- ⑤ 最良執行方針等は、潜在的な顧客も念頭に置いて公表されなければならない。自社の顧客以外の者も閲覧できる方法で公表される必要があり、全顧客に書面を交付した

としても公表したことはない。また、インターネット取引を行う場合は、インターネットにより提供し、又は顧客の求めに応じて郵送若しくはファクシミリを利用して送信する必要がある。

<最良執行方針等の交付>

⑥ 最良執行方針等を記載した書面の交付は、顧客が登録した住所宛に合理的な方法で発送すれば足りるが、住所変更等により返戻された場合など、顧客に届いていないことが明らかな場合は交付したとはいえない。

なお、顧客が特定投資家（プロ）である場合には適用されない（金商法第45条第2号）。

<最良執行方針等に基づく注文執行>

⑦ 重複上場銘柄の売買に関して、顧客に対し、最良執行方針等に基づいて選定した市場を示すことなく、顧客自らが執行市場を指定しなければ注文を受託しない仕組みは適切ではない。

⑧ 過失による入力ミス及び誤認勧誘・未確認売買に伴って生じる「市場相違」により、本来発注すべき取引所市場とは異なった市場に発注してしまったため、その後、訂正処理を行ったとしても、最初の誤った発注については“最良執行義務違反”と解釈されている。

4. 管理態勢上の主なチェックポイント

<最良執行方針等の策定>

(1) 最良執行方針等に係る書面の記載内容の適正性について、どの部署が最終的な確認を行っているか。また、最良執行義務に関するルール・通知等は、関係部署において適切に周知徹底され、保存されているか。

(2) 最良執行方針等に係る留意事項（2023年1月改正の監督指針Ⅳ-3-1-2（11））も踏まえ、自社の最良執行方針等を改正しているか。

<最良執行方針等の公表>

(3) 本店・支店・営業所等では最良執行方針等について、適切に公表されているか。

<最良執行方針等の交付>

(4) 顧客へは、適切に最良執行方針等に係る書面を交付しているか。（方針変更の際にも注

意が必要)

- (5) 最良執行方針等に係る書面の顧客への交付漏れや、住所変更等で返戻されてきた場合など、未交付受託の防止に係る管理は適切に履行されているか。

<最良執行方針等に基づく注文執行>

- (6) 最良執行方針等に基づいて適切に注文執行を行うため（そのチェックも含め）、社内管理体制がどのように整備されているか。
- (7) 新規上場銘柄が複数の取引所に同時上場する場合、執行市場についてはどのように決定されるのか。
- (8) 顧客の指示に基づく注文の執行の場合、記録・管理は適切に行われているか。
- (9) システム障害時等において、最良執行方針等に基づく顧客の注文が執行不可能になった場合にはどのような管理を行い、また、顧客の本来の注文をどのように処理しているのか。

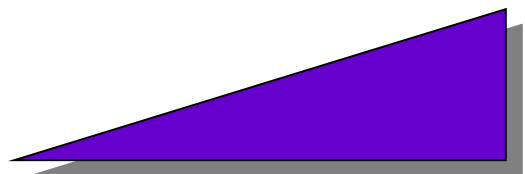
<最良執行説明書の交付>

- (10) 顧客から最良執行方針等に従って執行されたことを説明した書面の交付請求があった場合、適切に対応できる管理態勢となっているか。2023年1月改正の金商業等府令を踏まえ、SORを使用した場合、最良執行説明書に、約定価格及び比較した各取引所金融商品市場等における最も有利な価格を記載しているか。

ダークプール（社内取引システム）に関する規制について

近年、個人投資家向けに株価を優先して注文を執行するサービス等の提供がなされ、ダークプール取引の利用が進んでいることを受けて、金融審議会市場ワーキング・グループ等においてダークプール取引の実態把握及び投資者保護の検討が行われ、2020年9月の金商業等府令及び監督指針の改正等により、ダークプール取引を行う取引参加者においては下表の態勢整備が求められている。

| # | 項目 | 内容 |
|---|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | ダークプール取引へのフラグの付与 | 取引参加者は、ToSTNeT 市場の単一銘柄取引又はバスケット取引に係る呼値を行う場合、又は J-NET 市場において呼値を行う場合、それがダークプールを経由してなされるものであるときには、その旨を当取引所に対し明らかにする（フラグを付与する）必要がある。 |
| ② | ダークプールへの回送条件・運営情報の説明 | 顧客からの注文をダークプールに回送する金融商品取引業者等（ダークプール回送者）に対し、以下を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・回送先であるダークプールの運営状況を把握すること ・ダークプールへの回送条件や運営情報（運営者の会社情報・参加者情報等）について、顧客の知識・経験等を踏まえた適切な説明を行うこと |
| ③ | 価格改善の実効性の確保に向けた情報の記録・保管 | 顧客・当局から求めがあった場合に、事後に価格改善の状況の確認ができるよう、ダークプール回送者に対し、以下の内容の実施を求める。ただし、顧客が価格改善よりも優先する事項がある場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ダークプールで対当した価格および時刻 ・ダークプールに回送を行うと判断した際の金融商品取引所、PTS（私設取引システム）、ダークプールの価格および時刻の記録・保管 |
| ④ | 価格改善効果の顧客説明 | 価格改善を主な目的としてダークプールで取引を行った顧客に対し、個々の取引の価格改善効果の状況についてわかりやすく説明を行うこと。 |



6. 高速取引行為の管理

1. 関係法令等

- ・ 金融商品取引法第 2 条 41 項～42 項、第 38 条第 8 号、第 40 条第 2 号、第 158 条第 4 項、第 338 条第 6 項～第 7 項
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第 116 条の 4、第 123 条第 1 項第 14 号
- ・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ－3－2「証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮」
- ・ 高速取引行為者向けの監督指針
- ・ 東証「業務規程」第 14 条第 1 項第 7 号、OSE「業務規程」第 26 条第 1 項第 2 号
- ・ 東証「取引参加者規程」第 21 条の 2、OSE「取引参加者規程」第 19 条の 2

〔参考〕当法人発行の「内部管理用ケーススタディハンドブック」掲載の「5. 高速取引行為関係」の章

2. 規制の趣旨等

近年、取引システムの高度化が進む中、株式等の高速取引の影響力が増大しており、こうした中、従来、高速取引を行う者から、当局や取引所が直接情報を収集する仕組みは無く、高速取引の実態等を十分に把握できていない状況となっていた。そのため、金融審議会の下に設置された「市場ワーキング・グループ」において審議が行われ、審議結果を取りまとめた報告書で示された提言を踏まえて、法律上の手当てが必要なものについて、金融商品取引法の一部改正が行われている。

具体的には、2018 年 4 月以降、いわゆる「高速取引行為を行う者の登録制」が導入され、法令で定める「高速取引行為」の要件を満たす投資家等は当局に対して高速取引行為に係る登録申請等を行うこととなった。

3. 規制上の主なチェックポイント

- ① 無登録業者、業務停止中の登録業者及び体制整備状況が確認できない登録業者からの高速取引行為に係る受託が禁止されている。また、高速取引行為を行う者から注文を受託する際には、注文伝票等の法定帳簿について、タイムスタンプ（金融商品取引所等が注文の受付をした時刻）の記載等を行わなければならない。
- ② 取引参加者が高速取引行為者から高速取引を受託する場合には、その注文の取引戦略が「マーケットメイク」、「アービトラージ」、「ディレクショナル」、「その他」、のいずれに該当するかを明示しなければならない。
- ③ 取引参加者は、取引所等が高速取引行為者に対して行う要請に当該高速取引行為者が応じるよう、適切な措置を講じなければならない。

4. 管理態勢上の主なチェックポイント

- (1) 高速取引行為に該当する取引を行おうとする者から、高速取引行為に係る注文の受託等を開始する場合には、当該者が、金商法第 38 条第 8 号に規定する高速取引行為者以外の者並びに金商業等府令第 116 条の 4 第 1 号及び第 2 号に規定する高速取引行為者（以下「無登録者等」という。）ではないことを確認しているか。なお、同条第 2 号に規定する「高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置を適正に講じていることを確認することができない」状況としては、例えば、以下の場合が考えられる。
 - イ. 取引開始時に、高速取引行為者の業務管理体制として定める、取引システムの管理を十分に行うための措置を講じていることを書面等で確認できないこと。
 - ロ. 取引開始後に、高速取引行為者の取引システムに異常が発生した場合に、書面等による適切な報告・説明を得られないこと。
- (2) 高速取引行為者から高速取引行為に係る注文の受託等を開始した後、当該高速取引行為者等が無登録者等に該当することとなった場合には、直ちに当該高速取引行為者からの受託等中止するための措置（例えば、当該高速取引行為者との契約等において、当該高速取引行為者が無登録者等に該当した場合には、その旨を直ちに証券会社等に伝える旨を合意していること等）が講じられているか。

7. システムリスク 管理態勢

1. 関係法令等

- ・ 金融商品取引法第 40 条第 2 号
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 14 号
- ・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-8・「システムリスク管理態勢」 ほか
- ・ 金融庁「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」
- ・ 日本証券業協会「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」

2. 規制の趣旨等

金融商品取引業者が顧客に提供する注文受託・執行のサービスは、最も基本的かつ重要なサービスであり、近年、金融商品取引業等の運営におけるシステムの依存度はますます高まっている。こうした状況において、金融商品取引業者はシステムのダウン又は誤作動等を発生させないためのリスク管理態勢を構築することが求められている。

また、近年では、アルゴリズム取引や高速取引の増加に伴い、システムに不具合が生じた場合のリスクが増加してきており、取引参加者は、市場の安定的な運営を確保するため、取引所の売買システムや価格形成を阻害しないための管理を適切に行うことが求められている。

更に、金融システムの信頼性の点から無視できない大規模なサイバー攻撃や不正アクセス事案等が発生しており、サイバーセキュリティ確保が非常に重要となっている。

3. 規制上の主なチェックポイント

- ① 該当法令の「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況とは、自社の電子情報処理組織について、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に掲げる主な着眼点に照らして適切な態勢が整備されていないと認められる場合等がこれにあたるものとされている。(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-2-1-(3))

- ② インターネット取引サービスを提供している場合には、日本証券業協会が策定している、「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」についても留意する必要がある。
- ③ サイバーセキュリティ管理に関しては、金融庁が公表している「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」等の資料についても留意する必要がある。
- ④ システム障害の発生時には、行政当局に「障害発生等報告書」を提出する必要がある。その場合、合わせて、取引所に対しても、「コンピュータ・システム障害等報告書」の提出を行う。

4. 管理態勢上の主なチェックポイント

※詳細は、監督指針Ⅲ-2-8(システムリスク管理態勢)(1)主な着眼点を参照。

< 1. システムリスクに対する認識等 >

- (1) 取締役会等において、システムリスクが十分認識され、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。また、取締役会等は、システム障害やサイバーセキュリティ事案の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。

注；サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。

更に、取締役会等は、システムリスクの重要性を十分に認識した上で、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者を、システムを統括管理する役員として定めているか。加えて、取締役会等は、システム障害等発生の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。また、必要に応じて自らが指揮を執る訓練を行う等して、その実効性を確保しているか。

注；近年生じた悪意のある第三者による不正アクセス事案においては、不正アクセス等の防止のための技術的な対策の不足に加えて、経営層の関与が不十分であった旨の原因分析もなされている。

< 2. 適切なリスク管理態勢の確立 >

- (1) システムリスク管理の基本方針が定められ、管理態勢が構築されているか。また、システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。
- (2) システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

< 3. システムリスク評価 >

- (1) システムリスク管理部門は、顧客チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。

注；システムリスクの評価に関して、外部委託システムを含め、すべてのシステムを網羅的に確認し、サイバーセキュリティの観点等で重要性の高い情報を取り扱うシステムやシステム障害時の影響の観点で重要となるシステム（EUCを含む）を適切に評価の対象とする必要がある。

< 4. 情報セキュリティ管理 >

- (1) 情報資産を適切に管理するために方針の策定、組織体制の整備、社内規程の策定、内部管理態勢の整備を図っているか。また、他社における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢のPDCAサイクルによる継続的な改善を図っているか。
- (2) 情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割・責任を明確にした上で、管理しているか。また、管理者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティに関することについて統括しているか。
- (3) コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、コンピュータウイルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施しているか。
- (4) 金融商品取引業者が責任を負うべき顧客の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。また、洗い出した顧客の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。更に、顧客の重要情報について、不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。

- (5) 機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。また、機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。

注；セキュリティの確保に当たっては、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（公益財団法人金融情報システムセンター編）などがある。

- (6) 情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。また、セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員に対するセキュリティ教育（外部委託先におけるセキュリティ教育を含む）を行っているか。

<5. サイバーセキュリティ管理>

- (1) サイバーセキュリティについて、取締役会等は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。

注；取引参加者のシステムに対する悪意のある第三者による不正なアクセス（ログイン）により、顧客資金の不正出金や取引システムの停止等、顧客が被害を受ける事例や業務に支障が生じる事例が昨今複数確認されている。

- (2) サイバーセキュリティについて、組織体制の整備、社内規程の策定等、サイバーセキュリティ管理態勢の整備を図っているか。また、サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。更に、サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するための措置を講じているか。

- (3) システムの脆弱性について、OSの最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。また、サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。

- (4) インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。また、業務に応じた不正防止策を講じているか。

注；昨今、不正アクセスに加え、有価証券の売却及び出金先となる銀行口座の不正開設

を伴った不正出金事例が複数の取引参加者で確認されている。

非対面の取引を行う場合には、不正アクセスのみならず、不正出金の防止も見据えた管理体制（例えば、多要素認証の導入や出金パスワードを複数回間違えた場合のアカウント・ロック等を含む）を、日本証券業協会が策定した「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」を踏まえ、構築する必要がある。

- (5) サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランを策定し、訓練や見直しを実施しているか。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加しているか。更に、サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。

< 6. システム企画・開発・運用管理 >

- (1) 経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発計画を策定しているか。また、中長期の開発計画は、取締役会の承認を受けているか。更に、現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。
- (2) 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。また、開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。更に、システム開発に当たっては、テスト計画を作成し、ユーザー部門も参加するなど、適切かつ十分にテストを行っているか。
- (3) 人材育成については、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。

< 7. システム監査 >

- (1) システム部門から独立した内部監査部門において、定期的なシステム監査が行われているか。また、システム関係に精通した要員による内部監査や、システム監査人等による外部監査の活用を行っているか。更に、監査の対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。加えて、システム監査の結果は、適切に取締役会等に報告されているか。

< 8. 外部委託管理 >

- (1) 外部委託先（システム子会社及びクラウドサービス利用による委託先を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討の上、選定しているか。

(2) 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部委託先の役職員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。

(3) システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む）について、リスク管理が適切に行われているか。特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。また、システム関連事務を外部委託する場合についても、適切なリスク管理を行っているか。

(4) 外部委託した業務（二段階以上の委託を含む）について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。また、外部委託先における顧客データの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。

注；近年生じた外部委託先従業員による不正出金事案においては、委託先で当該従業員へ付与していた権限を不正に使用された旨の開示がなされている。委託先におけるID管理やアクセス制限の確認、委託先へのモニタリング等を組み合わせた管理を行う必要がある。

< 9. コンティンジェンシープラン >

(1) コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。また、コンティンジェンシープランの策定に当たっては、①その内容について客観的な水準が判断できるものを根拠とし、②災害による緊急事態を想定するだけでなく、金融商品取引業者の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。更に、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。

(2) コンティンジェンシープランは、他の金融機関におけるシステム障害等の事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。また、コンティンジェンシープランに基づく訓練は、全社レベルで行い、外部委託先等と合同で、定期的実施しているか。

(3) 業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。

< 10. システム統合リスク >

(1) 金融商品取引業者の役職員は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備しているか。また、業務を外部委託する場合であっても、金融商品取引

業者自らが主体的に関与する態勢を構築しているか。

(2) テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。更に、システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。

(3) 不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。

注；システム統合リスク・プロジェクトマネジメントに関する検証に当たっての着眼点については、金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理（平成31年6月）別添「システム統合リスク管理態勢に関する考え方・着眼点（詳細編）」も参考となる。

< 1 1. 障害発生時の対応 >

(1) システム障害等が発生した場合に、顧客に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講じるとともに、速やかに復旧や代替手段の稼働に向けた作業を実施することとなっているか。また、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。

(2) システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。

(3) 経営に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表取締役をはじめとする取締役に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じる最大のリスク等を報告する態勢（例えば、顧客に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること）となっているか。また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表取締役等自ら適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。

(4) システム障害等が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について必要に応じて公表するとともに、顧客からの問合せに的確に対応するため、コールセンターの開設等を迅速に行っているか。また、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。

(5) システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。また、システム障害等の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。

(6) システム障害等の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステムの的な仕組みを整備しているか。

(7) システム障害等が発生した場合、速やかに当局に報告する体制が整備されているか。

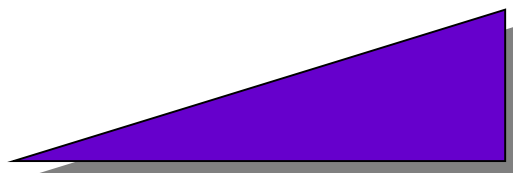
注；報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、金融商品取引業者又は金融商品取引業者から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、金融商品取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他顧客利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、立会時間外に受注システムが停止した場合において、速やかに当該システムに相当する代替システムを起動させることによって受注が可能となり、立会時間に間に合った場合。）は除かれる。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性が高いと認められる時は、報告を要する。

注；システムリスクについての参考資料として、例えば「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（公益財団法人金融情報システムセンター編）などがある。



8. 信用取引委託保証金等の管理

1. 関係法令諸規則

- ・金融商品取引法第 161 条の 2
- ・金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令
- ・東証「業務規程」第 14 条第 1 項第 3 号～6 号
- ・東証「信用取引・貸借取引規程」
- ・東証「受託契約準則」第 5 条、第 6 条、第 31～40 条、第 43～48 条

〔参考〕当法人発行の「内部管理用ケーススタディハンドブック」掲載の「2. 信用取引関係」の章

2. 規制の趣旨等

“信用取引”は、金融商品取引業者が、決済のために必要な金銭又は有価証券を貸し付けることを予め顧客との間で約束して行う売買注文の取次ぎであり、当該取引を行うにあたっては、法令により、顧客から、当該取引に係る有価証券の時価に内閣総理大臣が取引の公正を確保することを考慮して定める率を乗じた額以上の委託保証金の預託を受ける必要がある。

また、“発行日（決済）取引”は、未発行の有価証券に係る売買で、その発行日から一定経過後の決済日に当該有価証券をもって受渡しをする取引であり、信用取引と同様に、顧客から保証金の預託を受ける必要がある。

委託保証金の率については、内閣総理大臣が、例えば、証券市場が過熱化している又はそのおそれがあると判断したときには、府令を改正してその率を引き上げることになる。それ以前に、取引所の判断により、自主的、機動的に委託保証金の率の引上げ等の規制措置を発動し過当投機化を防止することになる。

信用取引による売付け又は買付けが成立したときは、上記のとおり、顧客に対し、委託保証金として約定価額に 100 分の 30 を乗じた額（ただし、最低限度額 30 万円以上の定めが

ある)を約定日から起算して3日目(T+2)の日の正午までの取引参加者が指定する日時までに差し入れさせる必要がある。

顧客から委託保証金として差入れを受けた金銭又は有価証券については、「当該顧客の受入保証金の総額」から「信用取引に係る一切の有価証券(弁済を行ったものを除く。)の約定価額に100分の30を乗じて得た額」を控除した額に相当する金額又は有価証券を引き出させることができる。

信用取引に係る委託保証金の取扱いについては、2013年1月施行で、計算及び評価を受渡日から約定日に変更できることとする改正が行われ、従前は、未決済建玉の30%の委託保証金は受渡日まで拘束対象であったが、改正により、弁済の申し出がなされた建玉に係る委託保証金は、拘束を解除することが可能となった。また、従前は、充当可能額としての即時反映は、反対売買に限って1日1回の利用が可能であったが、改正により、弁済の方法にかかわらず他の信用取引の委託保証金に何度でも充当可能となった。

加えて、従前は、確定利益を引出し・充当できるのは、当該反対売買の受渡日以降だったが、改正により、反対売買直後から受入保証金の総額に計上することが可能となった。

更に、追証(おいしょう)についても改正が行われ、従前は、追証が発生した場合、金銭又は代用有価証券の差入れ以外に解消方法がなかったが、改正により新たに、①建玉の一部弁済を行った場合にはその20%を追証から控除すること、及び、②確定損金の事前差入れを行った場合に当該差入額を追証から控除することが認められた。

なお、2023年1月10日を施行日とし受託契約準則が改正され、レバレッジ指標等に連動することを目的とするETF及びETNの信用取引に係る委託保証金の率を30%に当該指標の倍率を乗じた率(当該指標の倍率マイナスの場合には、30%に0から当該指標の倍率を減じた額を乗じた率)となる。

3. 規制上の主なチェックポイント

- ① 委託保証金を差し入れず(委託保証金が不足した状態を含む)、新規建て・弁済(日計り取引)を繰り返すと、取引毎の全ての委託保証金を差し入れる必要が生じるので注意する必要がある。委託保証金の計算及び評価を約定日に変更し、弁済の申し出がなされた建玉に係る委託保証金の拘束を解除する場合には、発注時点での委託保証金の管理が前提となる。
- ② 現引き・現渡しによる弁済の場合には、当該弁済のための代金又は有価証券の差入れが前提となる。また、当該現引き・現渡しに必要な金銭又は有価証券は、充当

や引出し等、他に利用されないよう決済日まで拘束し、保証金評価額に含まれないようにしておく必要がある。

- ③ 反対売買を行った直後から確定利益を受入保証金の総額に算入するには、顧客から当該利益を委託保証金として差入れを受けることとしていることが求められる。また、引出しは、現に預託している委託保証金の範囲までとなる。
- ④ 「委託保証金が差し入れられない建玉」や「委託保証金が不足した状態の建玉」を反対売買した場合の確定利益は、他の新規建玉に係る委託保証金として充当することはできない。
- ⑤ 確定損金の事前差入れによる追証解消の場合には、顧客から差し入れられた確定損金は他に使用できないように決済日まで拘束する必要がある。なお、確定利益分を追証から控除することはできない。
- ⑥ 信用取引及び発行日（決済）取引に関し、取引参加者が独自の判断により、法令諸規則で求められていること以上の高い水準で管理・運用（例；最低保証金額の設定、委託保証金差入れ期限、信用供与の限度額設定、「二階建て」規制、ほか）をしている場合は、顧客に対しその内容を予め周知（説明）し、十分な理解を得ておく必要がある。
- ⑦ 信用取引を利用する顧客口座について、その資金すべてを保証金勘定で一元的に管理する方式を採用しているインターネット証券会社では、保証金現金を原資とする現金取引において、差金決済取引や現金即日徴収規制に係る違反事例が少なからず発生している。したがって、当該方式を採用している取引参加者においては、信用取引に係る管理のみならず、差金決済取引等の密接に関連する規制の遵守についても、遺漏なきよう対応する必要がある。

4. 管理態勢上の主なチェックポイント

- (1) 信用取引及び発行日（決済）取引に係る委託保証金等の管理について、適切な組織態勢が組まれているか。
- (2) 信用取引及び発行日（決済）取引の委託保証金管理（増し担保規制、現金規制への対応を含む）に係る社内ルール（社内規程、運用ルール）は、適切に定められているか。

- (3) 2013年1月施行の規制緩和に対応している場合には、事後的な検証が可能であることも含め、適切な内部管理態勢が構築されているか。
- (4) 保証金の30%割れ又は20%割れ、及びその“おそれ”のある口座等の抽出は、本社コンプライアンス部門及び各部店において、それぞれ適切に行うようになっているか。
- (5) 追証請求事案、保証金の不当引出し事案が発生した場合の対応方法（一連の社内処理フロー、ペナルティ措置など）は、社内で確立されており、統一的に運用されるようになっているか。
- (6) 信用取引の増し担保規制及び現金規制が発動された場合、適切に対応できるような運用態勢（社内連絡、顧客への周知、その後の遵守チェックなど）となっているか。
- (7) 「信用取引口座設定約諾書」、「発行日決済取引の委託についての約諾書」のチェックや保管、改正対応に係る社内態勢は整備されているか。
- (8) 予防的な措置として、顧客口座について口座ロック等の強制的な措置が、必要に応じて発動できるようにされているか。
- (9) 弁済期限の迫った口座について、社内管理上の注意喚起が行われるようになっているか。また、それを受けて、担当者等は、当該顧客への対応を含め適切に対応できる態勢となっているか。
- (10) 個別の取引における、保証金引出し等についての対処法について、扱者が判断できない場合の社内態勢（営業部店と本社コンプライアンス部門との連携など）が整えられているか。
- (11) 東証に対する信用取引区分訂正（現物カイから信用新規カイへの訂正など）に関する判断基準が適切に設けられ、統一的な社内処理フローの下で処理されているか。
- (12) 信用取引・発行日（決済）取引の管理に関する社内教育（研修）体制は整備されているか。
- (13) 顧客に対して、保証金の引出しなど信用取引・発行日（決済）取引のルール（法令諸規則及び自社設定ルール）遵守について、注意喚起（ホームページでの注意告知・個別連絡等）をどのように行っているか。

9. 訂正処理の管理（自己委託区分、過誤訂正関係）

1. 関係法令諸規則

- ・ 金融商品取引法第 39 条第 3～5 項
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第 118～122 条
- ・ 東証「業務規程」第 14 条第 1 項第 1 号及び第 41 条
- ・ OSE「業務規程」第 26 条第 1 項及び第 34 条
- ・ 日本証券業協会「事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則」 ほか

〔参考〕当法人発行の「内部管理用ケーススタディハンドブック」掲載の「6. 約定訂正関係」の章

2. 規制の趣旨等

証券事故（以下「事故」という。）は起こさないことが最善ではあるが、現実には事故を完全に排除できるわけではない。約定訂正は、顧客注文執行上の単純な事務処理ミスを含む広い意味の事故による損害から顧客を救う方途として利用されているが、事故やその対応のための約定訂正を名目に損失補てん、利益提供などの不法行為の紛れ込む余地が十分にあり得るため、事故により顧客に対し損失を負担する場合には、金商法により、内閣総理大臣への事前の確認又は事後の報告が必要とされている。

金商業等府令第 118 条には、事故として、「①未確認売買、②誤認勧誘、③顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること、④電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること、⑤その他法令に違反する行為を行うこと」の“5つの類型”を規定している。

約定訂正については、金融商品取引業者のコンプライアンスに対する意識水準や内部管理に対する取り組み姿勢を直截に反映するともいわれており、一方で、対応次第では不正の温床にもなりかねないことからコンプライアンス上の極めて重要な分野である。当法人による考査においては、多種多様にわたる約定訂正処理のうち、取引所取引との密接な関連性に留意して、特に自己委託区分訂正^{注1}や過誤訂正^{注2}に関して重点的に考査を実施して

おり、訂正内容の適切性や訂正業務に係る管理状況について確認することとしている。

注1；東証や OSE への注文発注時に、取引参加者は「自己・委託」の別を明示しなければならないが、これを事後に訂正する場合は、東証や OSE への訂正申告が必要となる。

注2；取引参加者は、東証や OSE の承認の下に委託注文の過誤訂正のための売買（取引）を売買立会等によらずに執行することができる。

3. 規制上の主なチェックポイント

- ① 金商業等府令で規定されている「顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること」とは、注文の受託後、執行までの間における事務処理ミスを行い、受託時の不当な行為（例えば未確認売買や誤認勧誘）又は約定成立後の事務処理の誤り（いわゆる“出来通知ミス”）は含まれない。
- ② 事務処理上の過誤の訂正が受渡日の前日までの間に行われた場合には、過誤により発生した損失が実質的には顧客に帰属していないものとして、事故確認は要しない（注；この場合、再発注等の訂正行為が伴っていることが必要）。なお、未確認売買や誤認勧誘については、受渡日の前であっても、自己勘定に振り替える処理はできないことに留意する。
- ③ 東証や OSE では、取引参加者が自己の計算で行った取引について事後的に顧客の取引勘定に帰属させる方法で、あるいは顧客が行った売買取引を自己が引き取ることににより顧客の損失を自己に付け替える方法で損失補てん等を行うことを防止する観点から、東証市場や OSE 市場への注文発注時に「自己注文」と「委託注文」とを“区分して発注”することを義務付けており、事務処理上の過誤があったときにこれを訂正する場合に限って、事後的に自己委託区分の訂正を認めている。
- ④ 東証や OSE では、取引参加者の売買担当者が顧客の注文を執行する際に生じた真にやむを得ない事由により、又は、コンピュータシステムの障害等により生じた過誤について、その訂正のための売買（取引）を自己が相手方となって売買立会等によらずに執行することができること（いわゆる「過誤訂正」）としている。また、一定の要件を満たす場合に限り、顧客の注文を取引参加者の売買担当者以外の者（営業担当者等）の真にやむを得ない事由による過誤により、委託の本旨に従って東証や OSE の市場において執行できなかったときについても申請可能としている。

4. 管理態勢上の主なチェックポイント

< 1. 約定訂正全般について >

- (1) 事故が発生した場合の訂正処理に係る社内ルール（社内規程、運用ルール）が、適切に定められているか。
- (2) 最終的に約定訂正申請の妥当性を判断する部署、責任者は定められているか（最終判断者の判断を仰がずに処理されていることはないか）。
- (3) 事故の発生から訂正申請までの業務フローが構築され、円滑で均一な処理が可能かどうかになっているか。
- (4) 事故が発生した場合、管理部門においては、帳簿書類、ボイスレコーダー、顧客への直接確認などにより、エラーレポート（社内訂正理由書）等の内容について事実確認ができるような態勢となっているか。
- (5) 取引所への訂正申告を行う部署・担当者、全体のチェックを行う部署等が決められており、相互に連絡が取れる態勢となっているか。
- (6) 約定訂正結果に関し、内部管理統括責任者等への報告を定期的に行っているか。また、重要案件の場合は発生の都度、迅速に報告を行うこととしているか。
- (7) 約定訂正を行うに際し、処理方法等に疑念が生じたり、事案が重大な場合には、事前に自主規制機関などに照会し確認できるような態勢となっているか。
- (8) 訂正を頻発させている担当者に対する対応（再研修など）は、適切に行われているか。
- (9) いわゆる“エラーレポート（社内訂正理由書）”等は、過誤の発生状況、発生原因、訂正処理の具体的内容、事実の証明に係る書類の添付など事後チェックが可能となる記載項目・内容となっているか。加えて、関連資料を含め管理部門等によって適切にファイリングされているか。

< 2. 自己委託訂正について >

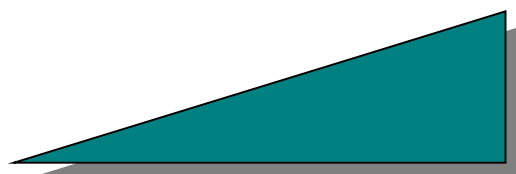
- (1) システム上、自己・委託区分が自動的に認識される設定（端末毎又はコード入力による自動の区分設定）となっているのか。

また、システムでの自動設定によらない場合、適切に区分入力しているかにつき、適切にチェックが行われているか。

- (2) 「自己から委託への訂正において、利益が出ているものを顧客に付け替えていないか」、逆に、「委託から自己への訂正において、顧客に損が出ているものを自己に付け替えていないか」について、振替え理由等を基に管理部門で適切にチェックを行っているか。
- (3) 東証や OSE への区分訂正申告時の提出資料（その内容を含む）について、担当部・関連部による事前の二重チェックが行われているか。
- (4) 決済日を過ぎてからの約定訂正を行う場合の自己勘定への振替えについて、その可否の判断基準を明確にしているか。
- (5) 過大発注を処理する場合、自己勘定に振り替える分については、恣意性のない一定のルールに従って処理が行われているか。

< 3. 過誤訂正について >

- (1) 過誤訂正に係る社内規則等、取引所等の通知を一括して保存しているか。
- (2) 東証や OSE への過誤訂正申告時の提出資料（その内容を含む）について、担当部・関連部による事前の二重チェックが行われているか。
- (3) 管理部門（監査部・検査部等の内部管理部門）では、過誤訂正申告の理由が、東証規則や OSE 規則に定める「真にやむを得ないもの」であるかの確認をどのようにして（ボイスレコーダーによる内容確認等）行っているか。
- (4) 過誤訂正申告時に添付する注文伝票等について、虚偽のものを添付していないかどうかのチェックを適切に行う態勢となっているか。



10. 現金即日徴収規制 の管理

1. 関係諸規則

- ・東証「業務規程」第65条
- ・東証「有価証券の売買又はその受託に関する規制措置に関する規則」第1条第7号、第8号ほか

〔参考〕当法人発行の「内部管理用ケーススタディハンドブック」掲載の「9. 売買取引規制措置関係」の章

2. 規制の趣旨等

東証では、市場における有価証券の売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合、東証の規則により定める必要な措置を行うことがある。当該規制の中でも、新規上場銘柄の売買の初値決定に際し、顧客から決済日前における買付代金、すなわち「現金の即日預託」の受入れを求めるものが、いわゆる“現金即日徴収規制”とされるものである。

また、同規制の発動においては、初値を定める売買に係る取引参加者の自己計算による買付け（取引一任契約に基づく買付けを含む。）の禁止、及び初値決定日までの売買についての成行買呼値の禁止といった規制も、適宜併用されている。

なお、この現金即日徴収規制は、既上場銘柄の売買に対して発動されることもある。

3. 規制上の主なチェックポイント

- ① 現金即日徴収規制は、初値決定時のみならず当該決定日の終日にわたって及ぶ。
- ② 当該規制上、「現金」と考えられる範疇は、次のとおり。
 - (a) 現金
 - (b) 小切手
 - (c) 預り金で当日顧客勘定に残高があり、それを当該買付代金に充てられる場合
 - (d) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）に買付代金以上の残高があり、それを当該買

付代金に充てられる場合

- ③ 一度入金された買付代金（代金充当のため確保した MRF の残高部分を含む）は、他の使途に流用することなく決済日まで拘束されなければならない。
- ④ 非取引参加者同業者からの注文であっても、顧客の立場にある当該同業者から、同様に買付代金の即日徴収を行う必要がある。
- ⑤ 同規制については、信用取引を特別に適用除外にするという内容にはなっていないので、同銘柄を信用取引で行う場合であっても、委託保証金の差入れとは別に買付代金相当額を現金で即日徴収する必要がある。

4. 管理態勢上の主なチェックポイント

- (1) 有価証券の売買等の規制措置に係るマニュアル等が整備されているか。また、取引所（自主規制法人を含む）からの通知などは、適切に整理・保管されているか。
- (2) 東証から規制措置が発表された場合、その内容を担当者が適切に確認し、業務関係者にも、適切に当該規制情報を周知しているか。
- (3) 規制措置の発表以前から注文を受注している顧客、インターネット取引顧客、オンラインでの注文発注を可能にさせている同業者等の顧客に対して、同規制措置情報の周知が適切に行われているか。
- (4) 顧客から規制措置銘柄の注文を受託する際、買付代金の即日徴収を確実に行う観点から、システム面も含めて適切な管理（買付代金の完全前受け等）が行われているか。
- (5) 規制措置銘柄に係る約定日当日の管理（買付代金の入金の有無に係る営業店及び本部におけるチェックなど）は、適切に行われているか。
- (6) 受渡日までの間、拘束している買付代金の流用・引出しを防止する観点から、日々適切な管理が行われているか。
- (7) 同規制措置の遵守状況について、社内点検・検査は行われているか。行われていれば、どのような着眼点・頻度にて実施されているか。

1 1. 誤発注防止管理

1. 関係法令諸規則

- ・ 金融商品取引法第 40 条第 2 号
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 14 号
- ・ 東証「取引参加者規程」第 22 条の 3 及び第 42 条
- ・ OSE「取引参加者規程」第 21 条の 2 及び第 51 条
- ・ 東証「取引参加者における注文管理体制に関する規則」
- ・ OSE「取引参加者における注文管理体制に関する規則」
- ・ 東証・OSE・JPXR「注文管理に関するガイドライン」

〔参考〕当法人発行の「内部管理用ケーススタディハンドブック」掲載の「7. 誤発注防止関係」の章

2. 規制の趣旨等

誤発注は事務リスクの最たるものであり、その防止については金融商品取引業者におけるコンプライアンス上の重大な課題である。このため、各取引参加者においては、従来から、誤発注防止のためにシステム上のリミット制御を講じ、あるいは注文入力担当者に対して正確な注文内容の入力の徹底を求めるなど誤発注の防止管理を図ってきているが、こうした一方で、取引所市場への影響も少なくない誤発注の発生が根絶されないのも現実である。

2005 年 12 月に発生した大規模誤発注では、発行済株式数を大幅に超える取引が成立した結果、通常受渡決済が不能となり現金による強制決済が行われるという極めて深刻な事態に発展した。こうした市場への影響も著しい大規模誤発注を発生させた場合、当該誤発注による直接的な損害を蒙ることにとどまらず、行政処分や自主規制機関による処分を受けることにもなる。

東証や OSE では、こうした教訓を踏まえ、2006 年に「取引参加者における注文管理体制に関する規則」を制定し、すべての取引参加者に対し、誤発注防止のための適切な体制整備を求めている。

また、近年、電子情報処理組織を利用して注文を自動的に発注する形態の取引が市場取引

における存在感を増している中、電子情報処理組織が誤作動した場合等における市場への影響の懸念等から、各取引参加者における実効性のある注文管理体制の整備はより重要性を増しているものと考えられる。そのため、2018年4月から、ワンショット制限に加え、小口に細分化された多数の注文が行われることにより結果的に過大な数量又は金額となる発注を防止するために、取引参加者が適切と認められる注文の制限を行うべきことを規則上に明確化している。

更に2021年1月のマーケット・アクセス・ルールの導入等によって、取引参加者によるリスク・チェックを高度化させる観点から、取引参加者による直接的かつ排他的なリスクコントロールの義務化、誤発注発生時の後続注文に係る抑止機能の義務化及び意図的なエラー注文の禁止等の明確化が行われた。

3. 規制上の主なチェックポイント

- ① 「取引参加者における注文管理体制に関する規則」（以下「誤発注管理規則」という。）は、取引頻度等にかかわらず、取引参加者で発注を行うことのできる東証上場やOSE上場の全ての商品について、注文管理体制の整備を求めている。このため、例えば、一部の上場商品において注文の取扱いがほとんどないからといって、当該規則に沿った対応を怠っていれば同規則に抵触することになる。
- ② 誤発注管理規則は、「取引参加者における過誤のある注文の受託及び発注を防止」することを目的としており、この「過誤のある注文」には、顧客側のミスにより生じたものも含まれる。したがって、顧客の注文にはインターネットやDMA (Direct Market Access) 経由の注文（以下「インターネット注文等」という。）についても同規則に基づく適切な管理が求められる。
- ③ 誤発注管理規則では、取引参加者は過誤のある注文の発注を排除できるように、「ソフトリミット」を設定することを求めている。インターネット注文等については、このソフトリミットを顧客の使用する注文発注システムにおいて実施することも考えられ、この場合、顧客が安易にリミット解除することによって誤発注が発生することのないよう、警告画面の表示や解除方法を適切に運用させる必要がある。
- ④ ソフトリミットに係る承認を行う者（以下「承認者」という。）が、自らソフトリミットの水準を超える注文を発注する場合、当該承認者自身が発注に際しての承認を行うことは避ける必要がある。ソフトリミットの水準を超える注文について誤発注を防止するためには、発注を行う者とは別の者によりダブルチェックを行うことが必要で

ある。すなわち、当該承認者より権限を委任された者など、社内においてソフトリミットの承認に係る権限を有する別の者によって注文内容を確認し、承認の可否を判断する必要がある。

⑤ “ハードリミット”は、「正常な注文としては発生する可能性がほとんどない水準で設定すること」が、一方、“ソフトリミット”は、「常時ではないが、時々発生する可能性のある水準で設定すること」が求められている。これらの水準は、個々の取引参加者の取引状況によって異なることから、各取引参加者において十分な検証を行い、自社にとって適切な水準を設定する必要がある。特に、ハードリミットについては、東証及び OSE で設けられている注文受付制限値の範囲内でこれを設定する必要がある。

⑥ 例えば、自社の発注実績を著しく超えるもの、あるいは、取引所の立会外取引に合わせてリミット数量を設定したため、立会内取引に係る取引所の注文受付制限値を超えてしまい、当該取引におけるハードリミットとしては機能していない状況にあるなど、客観的に見て実効性を伴わないリミットを設定している場合には、誤発注管理規則が求める発注制限が実質的に行われていないものと判断される。したがって、取引参加者においては、具体的なリミット値の設定に当たり、過去の発注実績と比較して相応の水準となっているか、発注機能を有する端末に漏れなくリミット設定がされているか、取引所側で商品別・市場区分別に設けられている各々の注文受付制限値と比べて、自社での設定がこれらを超えた数値で設定されていないかなどについて、管理上の注意を要する。

なお、ハードリミットの水準をソフトリミット並みの水準で設定し、ハードリミットのみで注文を管理したとしても、直ちに誤発注管理規則に抵触するとはいい難いが、その水準が過大にならないよう適切に（保守的に）設定する必要がある。

⑦ ソフトリミットについては、市況環境によって、適切な水準が変動しうるものといえる。これを有効に機能させるには、適宜水準変更をすることが適当と考えられる。一方、ハードリミットについては、「正常な注文としては発生する可能性がほとんどない水準」が市況の変化等によって頻繁に変わることはあまり想定されないため、その水準の変更にあたってはむしろ慎重に判断する必要がある。

⑧ ハードリミット及びソフトリミットは、日常の業務において注文発注に使用する端末のみでなく、例えば障害時用として利用可能性のある端末など、東証市場や OSE 市場に注文を発注することができる状態にある注文端末の“全て”において設定する必要がある。

- ⑨ 顧客からインターネット経由で注文を受託する際に、当該顧客が預託する金銭や有価証券の数量等を超えて発注できない仕組み（以下「前受制度」という。）を設け、これをハードリミットとして取り扱うことについては、顧客の預託する金銭や有価証券の数量等によっては、マーケットインパクトを勘案すると、ハードリミットとしての「正常な注文としては発生する可能性がほとんどない水準」を超える場合も想定される。したがって、前受制度を設けているからといって必ずしも安全ではなく、別途ハードリミットを設定しなくとも構わないということにはならない。

なお、顧客の預託する有価証券の評価額に基づき発注できる数量に制限を設ける仕組み（以下「預り資産評価制度」という。）等、完全な前受制度を採用していない場合には、ハードリミットを別途設定する必要は更に高まるので、実際の発注可能額を勘案し慎重に判断する必要がある。

- ⑩ 「自動発注取引」については、システムの誤作動等により、小口に細分化された意図せぬ注文が短時間のうちに積みあがり過大な数量または金額となる事象が発生するリスクの高い取引形態であることから、一定の時間における注文の数量又は金額の合計が一定の数量又は金額以上となる注文等の発注を防止するための制限を設定する等、適切な管理を実施する必要がある。

- ⑪ 発注制限に際し、明らかに取引所システム側でエラーとなる条件（例えば、注文数量をゼロにする、制限値幅外の注文値段とする、呼値の刻みに合致しない注文値段とする等）に意図的に変更した上で発注を行い、取引所側でリジェクトさせる形態をとるもの（いわゆる Malformed Order 等）については、注文管理のための制限方法としては適切ではない。

- ⑫ 取引参加者は、高速取引行為の受託の有無等にかかわらず、発注システム（顧客側のシステムを含む。）の誤作動等により予期しない異常な注文の発注等がなされた場合、直ちに取引所に対する新規注文の発注を抑止する措置を講じる必要がある。

注；高速取引行為を受託する証券会社においては、2018年11月26日「東証株総第300号」及び2019年3月29日「OSE市企第19号」にて要請したチェックリストに基づく対応が引き続き必要となる。

- ⑬ 取引参加者は、顧客の注文管理に係る制限または措置に関して、直接的かつ排他的な管理権限のもとで行う必要がある。「直接的かつ排他的」とは、顧客の注文管理に係る制限又は措置に関して、取引参加者のみとその管理（例えば、リスク・パラメータの設定・変更等）を実施可能であるとともに、顧客がその設定内容等の改竄を行えないような状況を指す。

備考；東証規則や OSE 規則は立会取引を対象にしているが、社内管理上は、これに準じて立会外取引 (ToSTNet 取引、J-NET 取引) についてもハードリミットの設定を行うなど、適切に管理することが望まれるのは言うまでもない。

- ⑭ 同業者顧客からの取次ぎ注文についても、取引参加者において発注制限を行っているか。

4. 管理態勢上の主なチェックポイント

- (1) 誤発注防止に向けた、社内ルール (社内規程、運用ルール) は東証規則や OSE 規則に準拠して適切に定められているか。
- (2) 社内の発注システムに係る発注制限値 (個別の「ハードリミット」及び「ソフトリミット」の設定値) の設定状況について、統括的に把握できる態勢 (所管部署、管理担当者の設置) となっているか。
- (3) 端末に実際に設定されている発注制限値が、規則等に定められたとおりに設定されているかどうか、その水準が適切なものとなっているか、加えて、当該端末を利用して発注する取引について、そのハードリミットが取引所の注文受付制限値 (商品別・市場区分で各々設定されているものと比較して) の範囲内になっているかについて、適切にチェックが行われているか。
- (4) 発注制限値を変更する場合の社内手続きが明確に定められ、それに基づいて適切な運用がなされているか。
- (5) 顧客から注文を受注する際、誤発注防止の観点から、注文内容、資力の確認をどのように行っているのか。これは、ホールセール/リテール/インターネット取引/コール取引/DMA 取引などの受注ルート (注文システム) に応じて、適切に行われているか。
- (6) 特にアルゴリズム等により自動発注が行われる形態の取引 (自己による取引も含む) については、システムの不具合等により異常な注文が大量に発注されるリスクや、それに起因して顧客等の破綻に直結するような巨額の損失が発生するリスク、更には取引所市場の運営に重大な影響を与えるおそれ等、同取引形態固有のリスクを踏まえた適切な管理 (累計ポジションに対する制限等) が行われているか。

- (7) 取引参加者が定めた発注制限値に抵触した注文について、明らかに取引所システム側でエラーとなる条件に意図的に変更した上で発注を行い、取引所側でリジェクトさせる形態（いわゆる Malformed Order）となっていないか。
- (8) 異常注文発生時には、直ちに当該取引所に対するそれ以降の発注が抑止されるよう、システム設定および管理体制の整備を行っているか。
- (9) 各種発注制限の設定・変更及び異常注文発生時の注文抑止等は、取引参加者の直接的かつ排他的な管理権限のもとで行われているか。
- (10) ソフトリミットを解除する場合の手続き・手順は、具体的に定められ、確実に履行されているか。特に、解除権限を有する者が注文発注を行う場合、リミット解除と注文入力が他者のチェックを受けずに行われていないか。
- (11) ソフトリミットの設定水準は、取引実態に合わせて、適時適切に見直されているか。特に、市場活況時の高い設定水準のまま放置しているようなことはないか。
- (12) 発注担当者は、誤発注防止のための運用・手順について正確に理解し、間違いなく実行しているか。
- (13) 注文発注の業務を担当する部門に適切な人員配置を行い、適宜、誤発注防止のための教育・研修等を実施しているか。
- (14) 教育・研修の内容には、警告表示時への対応、取消操作訓練が組み込まれているか。
- (15) 入力ミスを頻発させている担当者に対し、適切に対応（再研修など）を行っているか。
- (16) 大規模誤発注が発生した場合の基本的な対応方針及び社内報告体制等は、整備されているか。また、適切に対処できるよう、具体的な行動表（コンティジェンシー・プラン等）は策定されているか。
- (17) 大規模誤発注が発生した場合の情報の開示方針と具体的な開示方法は、適切に策定されているか。

12. 売買管理体制

1. 関係法令諸規則

- ・ 金融商品取引法第 40 条第 2 号
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 12 号 ほか
- ・ 東証「取引参加者規程」第 22 条の 2
- ・ 東証「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」
- ・ OSE「取引参加者規程」第 21 条
- ・ OSE「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」
- ・ OSE「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則に係るガイドライン」

〔参考〕当法人発行の「内部管理用ケーススタディハンドブック」掲載の「8. 売買管理体制関係」の章

2. 規制の趣旨等

東証では、非対面取引の増加などを踏まえ、不公正な取引を防止し、東証市場及び取引参加者の信用確保、公益及び投資者保護の観点から、取引参加者に対し「売買管理体制の整備」を求めている。具体的には、東証市場における有価証券の売買（株式、CB、ETF、その他）について、売買管理体制上の必要な要件を東証の規則で定めている。

その概要は、① 顧客の売買動向等の的確な把握に関する事項などを定めた社内規則の制定、② 一定の銘柄・顧客の抽出等を通じた売買審査の実施、③ 社内記録の作成・保存、④ その他の対応、となっている。

当該規則では、当初、“顧客”による不公正な取引の防止を主眼に制定（2006年6月施行）され、その後、取引参加者の“自己売買”に係る売買管理体制の整備の旨が加えられた（2007年12月施行）。更に、東証市場の透明性・公正性の向上等の観点から、“内部者取引に係る事後的な売買審査を強化”するための規定改正（2009年4月施行）、インターネット取引に係る情報の保存に係る改正（2012年1月施行）が行われている。

また、2020年4月には OSE「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」が定められ、市場デリバティブ取引において求められる売買管理体制が明確化され、2022年4月には東証「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管

理体制に関する規則」が改正され、抽出基準及び分析に係る項目の変更をより柔軟に認めることとし、あわせて、プリンシプルベースの売買審査を実施する際に取引参加者に求める要件が「同ガイドライン」において明確化された。

3. 規制上の主なチェックポイント

- ① 東証及びOSEの規則で定めるものは、金商業等府令第123条第1項第12号等を踏まえ、取引参加者に求められる適切な売買管理体制の“ミニマムスタンダード”という位置づけにある。したがって、各取引参加者においては、同規則の遵守（対面・非対面、ホールセール・リテールの別なく）に加え、各社の実状に応じた工夫を適宜付加することで、コンプライアンスレベルの一層の向上を図ることが望まれる。なお、東証の規則に基づく抽出基準による抽出及び売買状況の分析項目に基づく審査を行った結果と同等性のある審査結果が得られるという条件の下、抽出基準の変更等（抽出基準の変更・抽出後の絞り込み）を行うことは可能である。
- ② 不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除き、規則で定める売買審査を行った結果を踏まえ、顧客への注意喚起等の適切な措置を講ずる。合わせて社内記録を作成し、これを5年間保存する。
- ③ 各取引参加者における売買管理体制の運用の基準となる社内規則については、役職員への周知徹底を行い、取引実態等に応じた見直しを継続的に行い、実効性の確保を図る必要がある。なお、当該社内規則については、変更の都度、取引所（東証及びOSEの取引参加者室）に対し所定の報告を行う必要がある。

4. 管理態勢上の主なチェックポイント

- (1) 社内規則（不公正取引防止のための売買管理に関する社内ルール）の内容は、取引所規則に定める要件を充足しているか。また、日々円滑に売買審査業務が運用できるよう、運用マニュアル等が適切に策定されているか。
- (2) 同社内規則及び売買審査の運用等について、取引実態を踏まえた検証・見直し、適時適切に実施されているか。
- (3) 売買管理を主管する部署と営業部店との間で、連絡・報告態勢が適切に組み立てられているか。また、同主管部署では、売買管理の上での指示・助言等を適切に行っているか。

- (4) 日々の売買審査業務において、取引所規則に準拠する抽出基準に基づく顧客抽出が適切に実施されているか。特に、取引に係る情報の一部について、取引参加者が利用する売買審査システムに取り込まれていない状況を認識することなく、売買審査対象取引の抽出を行っている状況となっていないか。また、売買審査システムにおける抽出ロジックに誤りがある等の要因により、抽出すべき取引が漏れている状況にないか。

注1；市場デリバティブ取引については、顧客の取引形態等にかんがみ適切な売買審査が求められるが、取引参加者における取引量等の状況によっては、システム的な取引抽出までは行わず、取引データや注文伝票等に基づき売買審査を行う方法も考えられる。

注2；抽出すべき取引が「漏れている状況」への対処が必要な反面、「過度に取り込まれている状況」への適切な対処を行うことも、効率的な売買審査を行う上では望ましい。例えば、海外関連会社を経由して多数の原始顧客からの注文を受託している取引参加者において、抽出対象とする顧客の単位を海外関連会社としている場合、関連性のない複数の原始顧客による取引が抽出されてしまうことになる。自社における顧客の属性や取引状況に適合した抽出設定し、必要な取引を効率的に抽出することで、結果として深度ある売買審査が可能になると考えられる。

- (5) 取引所規則に準拠する抽出基準に基づき抽出された取引及び顧客について、適切に売買審査が実施されているか。特に、日々膨大な件数が抽出されている場合に、売買審査対象件数を減らすために単一の基準（関与率・価格変更等）で絞り込んでいる状況となっていないか。

注1；市場デリバティブ取引については、顧客の取引形態等（取り扱う商品の特性や顧客の属性、取引量及び発注方法等）に応じた適切な売買審査を行っているか。（なお、過去の課徴金事例等を踏まえると、見せ玉及び対当取引の状況には特に注意が必要となる。）

注2；東証規則に準拠する抽出基準で抽出される顧客に対して審査を行った結果と比較して同程度の審査結果が得られるような合理的な基準であれば、抽出基準の変更等（抽出基準の変更・抽出後の絞り込み）は否定されるものではない。こうした合理的な絞り込みの具体的な方法としては、同一の抽出項目で類似の取引が日々大量に抽出される顧客について、取引内容や戦略を詳細に把握し、一通りの売買審査を行った結果、当該顧客の取引には不公正取引のリスクが限りなく低いと判断された場合、以後の審査をサンプル調査に移行する方法等が挙げられる。（なお、抽出基準の変更等が行われている場合、当法人は考査時に、顧客の取引形態等に鑑みて、変更等を行った後の基準が東証規則に基づく抽出基準と同程度の審査結果が得られるものとなっているか否かについて検証を行っている。）

注3；「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」第4条第1項第1号cに規定するプリンシプルベースの売買審査を行っている場合には、自社の業態、顧客属性等を勘案し、自社で起こりうる不公正取引のリスクに応じた売買管理体制が整備され、当該売買管理体制に関する一定の実効性が確保される態勢が適切に構築・運用できているかを検証する。

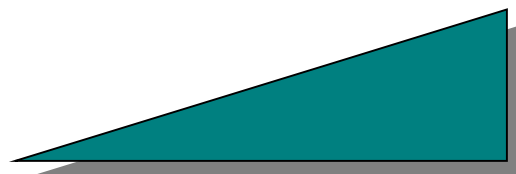
- (6) ファイナンス銘柄に係る売買管理は、当法人が公表している「ファイナンス銘柄の売買に関するガイドライン」などを活用して適切に行われているか。
- (7) 上場会社の自己株式の取得に係る業務について、情報管理、取引執行（買付けの受託）を含め、法令及び当法人が公表している「自己株式取得に関するガイドライン」を踏まえた適切な対応がされているか。
- (8) 内部者登録顧客の売買について、上場会社の公表情報と関連付けた適切な審査が行われているか。
- (9) 非取引参加者、DMA 取引顧客に対しても、適切な売買管理・審査が行われているか。
- (10) 売買審査結果に基づき、顧客への注意喚起その他の適切な措置が適切に講じられているか。特に、事務的・機械的な対応に陥ることなく、顧客の取引行動を実質的に精査し、当該顧客に対し有効な措置等を実施しているか。
- (11) 当法人売買審査部から、顧客取引について「実態説明²⁹」を受けた場合には、当該顧客の取引内容を改めて精査するなど、適切な対応が行われているか。

注；「実態説明」とは、当法人の売買審査の過程で特定の委託者の発注・約定形態からみて、そのまま放置しておくこと将来的に相場操縦等の法令違反につながりかねない場合などに、早期の注意を促す観点から、当該委託者の売買を受託している取引参加者の売買審査・監理責任者若しくは担当者に対してその状況を口頭で説明するもの。
- (12) 売買審査の結果、内部者取引のおそれがあると認識した場合、取引所（東証の場合は当法人売買審査部）等に遅滞なく報告する態勢となっているか。
- (13) 売買審査に係る記録・保存が、社内規則どおり、適切に行われているか。また、売買審査記録の内容等については、今後の売買審査や措置等を行うに当たって、実効性のある形で記録が行われているか。

(14) 自己売買についても、取引実態を踏まえた売買管理が適切に実施されているか。

(15) 不公正取引の防止のための売買管理態勢の構築に向け、社内規則その他の内容について、適時適切に社内周知並びに教育（研修）が行われているか。

注；2021年1月に「初学者のための売買審査読本」のTarget通知を行っている。



13. 先物等証拠金の管理

1. 関係法令諸規則

- ・金融商品取引法第119条
- ・金融商品取引所等に関する内閣府令第64条 ほか
- ・OSE「先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則」
- ・JSCC「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」

2. 規制の趣旨等

先物・オプション取引では、対象とする原資産の将来の価格で損益が生ずるが、損失が生じた場合にも、決済の履行を担保し取引の安全性を確保できるようにするため、証拠金が必要となる。取引所で先物・オプション取引を行う場合、顧客は取引参加者に対し、取引を行った日の“翌日”まで（非居住者の場合は翌々日まで（以下同様））に証拠金を差し入れる必要がある。取引参加者に差し入れられた証拠金については、「取引証拠金」として清算機関である JSCC に預託（同機構の清算参加者を通じて）される。

なお、顧客が取引参加者に対して「委託証拠金」を預託した場合には、参加者側にて自己が保有する金銭又は有価証券等に差換えて JSCC に預託（差換預託）することが認められている。

また、OSE にて商品先物・オプション取引を行う取引参加者においては、保証金受領書や取引受渡証拠金等の新たに対応する必要がある事項に留意し、当該取引に関する管理態勢を構築することが求められる。

なお、本項は OSE の取扱いを掲載するものであり、東京商品取引所（TOCOM）での取扱いにおいては一部規則が異なるため適宜読み替えること。

〔備考〕証拠金の所要額は、『SPAN(R)（注；Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法）で計算した額』から、『ネット・オプション価値の総額』を差し引いて得た額』以上となる。

3. 規制上の主なチェックポイント

- ① 証拠金は有価証券等をもって代用できる。ただし、必要証拠金の算定上、「現金支払予定額」以上の現金証拠金が預託されている必要がある。したがって、“現金不足額”が発生すれば、顧客は翌日までに追加入金する必要がある。
- ② 顧客から証拠金として差し入れられ又は預託されている金銭又は有価証券等を引き出させてはならない。ただし、引き出させる際における当該顧客の受入証拠金の総額が証拠金所要額を上回っている場合には、その超過額を評価率^注で除した額に相当する有価証券等や当該超過額と現金超過額のいずれか小さい額に相当する額の金銭については、この限りではない。
注；JSCC「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」別表に規定
- ③ 受入証拠金の総額が証拠金所要額を上回っているときは、その差額を限度に計算上の利益額に相当する金銭を顧客は払い出すことができる。
- ④ 顧客から、証拠金所要額を上回った額の取引証拠金が差し入れられた場合は、その全部をJSCCに預託（清算参加者でない場合は清算参加者を通じて）しなければならない。
- ⑤ 午後立会（国債証券先物取引）又は日中立会（指数先物取引、貴金属先物取引及び石油先物取引）において相場が予め定められた範囲を超えて変動した場合や、その他JSCCが必要と認めた場合には、JSCCは取引証拠金所要額を再計算し、仮に預託額が当該所要額に満たない場合には、参加者に対して緊急での追加預託を求める。ただし、緊急取引証拠金所要額から当該所要額を算出する時点で適用した自己分の取引証拠金所要額を控除した額が、1,000万円以下となる清算参加者については、追加預託の義務を負わない。

この「緊急取引証拠金」の所要額は、午後1時時点における先物・オプション取引の“自己計算による建玉についてSPANで計算した額”から“オプション取引の自己計算による建玉について計算したネット・オプション価値の総額”を差し引いて得た額に、“自己取引、委託取引及び非清算参加者分の取引に係る先物取引差金相当額並びにオプション取引代金相当額”を加減して、更に区分口座ごとの担保超過リスク額を合計した額を加え算出される。

注；JSCC への緊急証拠金の預託は清算参加者のみを対象としており、顧客及び非清算参加者は預託の必要はない。

4. 管理態勢上の主なチェックポイント

- (1) 証拠金管理に係る社内ルール（社内規程、運用ルール）、事務処理（口座設定約諾書や商品先物・オプション取引に係る保証金受領書の管理を含む）が適切に運用されているか。
- (2) アロケーション申告やポジション申告（クローズアウト申告や顧客別ポジション申告）は適切に申告されているか。
- (3) 顧客の建玉等の制限の内容、並びに当該制限の遵守チェックが適切に行われているか。
- (4) 顧客の先物取引等が成立した場合の証拠金の受入れ、並びに、受入証拠金に不足が生じた場合、又は不足が生ずるおそれのある顧客に対する管理は適切に行われているか。なお、顧客にクロスマージン制度^{注1}利用者がいる場合には、クロスマージンを考慮して証拠金所要額の計算を行う必要がある。加えて、商品先物取引において受渡しによる決済を行う場合には取引受渡証拠金^{注2}の預託が必要となる。
注1；クロスマージン制度とは、JSCCの金利スワップ清算参加者等の担保負担の軽減を図ることを目的に、国債証券先物取引及び金利スワップ取引に係るリスクの相殺を可能とする制度である。
注2；取引受渡証拠金とは、商品先物取引について受渡しにより決済を行う場合に必要となる証拠金額として、JSCC証拠金規則の別表3「取引受渡証拠金所要額の算出に関する表」により算出される額をいう。
- (5) 証拠金所要額を超過して顧客から証拠金の差し入れを受けている場合、その全部をJSCCに預託しているか。（誤って証拠金所要額しか預託されていない状況ではないか。）
- (6) 緊急取引証拠金等の徴収を受けた際の運用態勢は、適切に機能しているか。迅速な社内対応が可能な態勢となっているか。
- (7) 先物等証拠金の管理状況について、社内点検・検査は行われているか。行われていれば、どのような着眼点・頻度にて実施されているか。

14. 信用取引等の 与信管理

1. 関係法令等

- ・金融商品取引法第56条の2第1項
- ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-2-4・「取引先リスク管理態勢」ほか

〔備考〕2008年2月8日付・証券取引等監視委員会/「オー・エイチ・ティー株式に係る証券会社検査結果の概要について」

2. 考査の目的

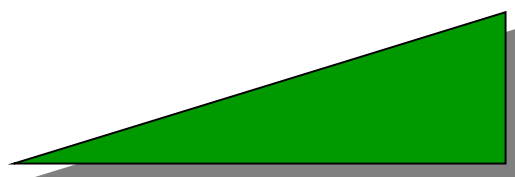
金融商品取引業者の業務に内在するリスクは多様、多岐にわたっているが、その営む業務に内在するリスクを正確に把握し、適切に管理することは、投資者保護ひいては金融システムの安定に欠かせぬものと位置づけられている。したがって、当法人による考査においては、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針等を勘案しながら、取引所取引との関連性等に留意しつつ、テーマを絞りリスク管理体制（態勢）に係る考査を行っている。特に信用取引に係る与信リスク管理態勢については、東証市場で発生した事例を踏まえ、当法人では取引参加者各社に社内点検実施の要請を行っているところであり、個々の考査においても、各社の対応状況、管理態勢などにつき確認することとしている。

具体的には、顧客の属性把握、委託保証金の維持率管理、与信限度額及び追証・立替金発生の事後処理などが、リスク管理等を踏まえ適切に行われているかなどにつき留意することとしている。

3. 管理態勢上の主なチェックポイント

- (1) 信用取引（発行日（決済）取引を含む。以下同じ。）や先物オプション取引の口座開設に当たり、顧客の資力や投資経験など、適合性の観点から適切な開始基準が設けられ、これに基づき審査が行われているか。
- (2) 当該開始基準、開始審査等の運用については、社内ルールに規定されているか。
また、当該ルールの遵守状況については、適時適切にチェック（確認）されているか。
- (3) 個々の顧客に対しては、建株限度額の設定など、信用供与の限度を設けているか。
また、アテンション（アラーム）制度を活用するなどして、信用取引や先物オプション取引顧客の動向を継続的にチェックする運用態勢が適切にとられているか。
- (4) 1顧客または1銘柄当たりの建株限度額を特例申請等の手段により拡大する運用（いわゆる、特認制度）について、社内ルールに基準等が規定されているか。また、建株限度額の拡大を行う際には、自社の与信リスクにどの程度影響があるか等の分析を行うなど、適切なリスク管理が行われているか。
- (5) 自社で扱っている信用取引や先物オプション取引の動向については、担当部署・担当者を定めて把握する態勢となっているか。また、取引残高や取引状況等について異常と認められる顧客の有無については、どのように把握・注視しているか。
- (6) 取引残高や取引状況等が異常と判断される顧客に対しては、新規建の禁止など適切に対処しているか。
- (7) 信用取引に係る、「日々公表銘柄」、「特別周知銘柄」、その他の規制措置が適用される場合、社内連絡及び周知徹底が適切に行われているか。
- (8) 「日々公表銘柄」、「特別周知銘柄」については、関係する取引の有無や異常と認められる顧客の把握や、その後の継続的なフォローアップをどのように実施しているか。
- (9) 特に「特別周知銘柄」については、流動性リスク等を踏まえ、取引管理・顧客管理を適切に行うようになっているか。
- (10) いわゆる「二階建て」（差入れ代用有価証券と同一銘柄の信用取引の買建て）に対して、“安易に容認しない”ための措置を講じているか。

- (11) 信用取引や先物オプション取引に係る立替金の発生を未然に防止するため、①委託保証金の維持率や②委託保証金や委託証拠金の担保内容のチェック等により、事前の管理上のアラーム（警告）ポイントを設定しているか。
- (12) 信用取引や先物オプション取引に係る立替金が発生した場合、それを拡大させないようにするための措置をとっているか。また、例えば、立替金発生時に追加建玉（いわゆる「赤残買乗」）を許容していないか。
- (13) 自主規制機関から問合せ等のあった特定の顧客に関し、与信管理の観点からの対応をどのように行うようにしているか。（例；当該顧客の属性、売買動機等についての社内調査を速やかに実施する、など）
- (14) インターネット取引、コールセンター取引等の非対面取引顧客について、対面取引とは異なるリスクの発生を踏まえ、どのような管理上の工夫を行なっているのか。
- (15) （上記の管理運用も含め）各種の信用取引や先物オプション取引に係る与信管理の状況について、リスク管理上の有効性をどのように検証（定期的、随時に）しているか。



15. 内部監査態勢

1. 関係法令等

- ・金融商品取引法第56条の2第1項
- ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-1-(1)-④・「内部監査部門」ほか

〔備考〕“内部監査に係る体制整備”の旨は、第一種金融商品取引業の登録申請時の審査項目に含まれている。

2. 考查の目的

金融庁の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」によれば、「内部監査」とは、「金融商品取引業者の経営目標の実現に寄与することを目的として、被監査部門から独立した立場で、業務執行状況や内部管理・内部統制の適切性、有効性、合理性等を検証・評価し、これに基づいて経営陣に対して助言・勧告等を行うもの」である。

それゆえ、「内部監査」の機能とは、①業務執行状況や内部管理態勢の適切性、有効性等の検証・評価、②管理態勢等に問題点があると認められた場合の改善方法の経営陣への提言等、更に、③独立した立場から当該検証や改善提言等を行うことによる被監査部門への内部牽制、と考えられる。このような「内部監査」が担っている機能の重要性に鑑み、当法人の考查においては、考查対象会社における内部監査態勢の整備状況等について検証し、所期の機能が有効に発揮されているかを確認することとしている。

具体的には、内部監査に係る社内規程や組織体制などの整備状況、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等について留意し、確認を行う。

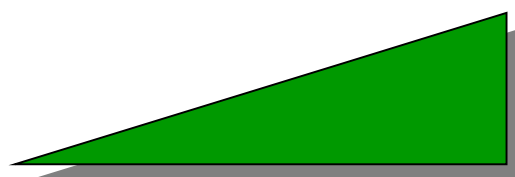
なお、内部監査を実施している“専門部署を設けていない”場合であっても、①業務執行状況や内部管理態勢の適切性、有効性等の検証・評価、②経営陣に対する改善方法の提言等、③被監査部門への内部牽制、という内部監査の機能がどのような形で確保されているかについて留意し、確認を行うこととしている。

3. 主なチェックポイント

- (1) 当該会社における内部監査の基本となる規程(以下「社内規程」という。)のほかに、細則やマニュアル等を作成しているか。作成している場合、その目的や内容はどのようなものか。
- (2) 内部監査を担当する部署等(以下「内部監査部門」という。)は、営業部門等のみならず、内部管理部門を含めた全ての部門を内部監査の対象とする旨が規定されているか。また、内部監査部門には、職務遂行上必要とされる全ての資料等を入手できる権限、全ての役職員を対象として面接・質問等を行える権限が与えられているか。
- (3) 内部監査部門の組織体制はどのようになっているか。また、内部監査部門が複数の部署から構成されている場合には、各部署の役割、相互の連携体制はどのようになっているか。
- (4) 内部監査部門は、営業部門等の被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう被監査部門からの独立性を確保しているか。また、独立性が必ずしも十分でない場合、内部監査の実効性を確保するためにどのような工夫を行っているか。
- (5) 経営陣は、内部監査部門の果たす役割の重要性を十分認識のうえ当該部門の充実・強化を図る観点から、内部監査部門に対し、被監査部門の各業務に精通した人材を適切な規模で配置するなどの対応を行っているか。
- (6) 内部監査部門では、どのような考え方に基づいて年度ごとの内部監査計画を立案しているか。例えば、被監査部門におけるリスクの種類・程度や内部管理の状況を踏まえて、監査方針、監査スケジュール、重点項目といった内部監査計画の基本事項を決定しているか。
- (7) 内部監査計画は、内部監査部門長のみならず経営陣の事前承認を受けているか。また、経営陣は、経営上の重要な問題が発生した場合や経営環境が変化した場合に、必要に応じて、内部監査部門長に対して監査方針の変更等を指示しているか。
- (8) 内部監査に係る業務フローはどのようになっているか。特に、内部監査を通じて内部管理態勢上の問題点や法令違反行為等が認められた場合には、具体的にどのような対応を行うか。

- (9) 被監査部門が業務の一部を外部に委託している場合、当該業務の所管部門等による管理状況等について、内部監査の対象としているか。
- (10) 被監査部門等が実施した社内検査等の結果について、内部監査部門が速やかに把握できる態勢となっているか。また、内部監査部門は、内部監査の実施に際して、当該被監査部門等が実施した検査等の結果についてどのように取り扱っているか。
- (11) 被監査部門では、内部監査で指摘された問題点を踏まえた対応（改善）を確実にしているか。また、内部監査部門では、内部監査における指摘事項に関する被監査部門の改善状況を適切に把握・管理し、その後の内部監査計画にどのように反映しているか。
- (12) 当該審査対象会社においては、内部監査とは別に業務の特性等に応じた外部監査（主として、「業務監査」に係るものをいう。）を活用しているか。あるいは現時点でその活用について検討しているか。
- (13) 外部監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく経営陣や監査役会に報告されているか。また、被監査部門は、外部監査における指摘事項を一定期間内に改善し、他方、内部監査部門では、当該改善状況を適切に把握・検証しているか。
- (14) 内部監査部門においては、内部監査機能の充実を図る観点から、監査員の専門性を高めるため、定期的に内外の研修に参加させるなどの方策を講じているか。

注； 上記事項は、内部監査を実施している専門部署がある場合の確認事項である。社内検査業務を兼ねた部署で行っている場合など、専門部署が設置されていない取引参加者については、上記事項に準じて、内部監査と同等の機能が確保されているかどうかにつき確認を行うこととしている。



16. その他

1. 「法令又は諸規則に違反する行為に関する報告書」及び「コンピュータ・システム障害等報告書」の提出について

東証及び OSE では、2007 年 5 月に取引参加者規程等の一部改正を施行させ、取引参加者に係る東証及び OSE に対する報告事項の見直しを行った。その中で、新たに「法令又は諸規則に違反する行為に関する報告書」（以下「法令等違反報告書」という。）及び「コンピュータ・システム障害等報告書」（以下「システム障害報告書」という。）の提出を求め、取引参加者における法令違反等の状況やシステム障害の状況について把握することとしている。

法令等違反報告書は、各取引参加者で行われた違反行為の内容把握のためのオフサイトモニタリングとしての側面と、取引参加者における自浄作用の実効性を確認するという側面がある。特に、後者の側面については、取引参加者自身における社内検査において違反行為が発見されるなど、コンプライアンス上の自浄作用が有効に機能していることの表れという点も斟酌し、当該参加者における内部管理態勢の整備状況の確認にも活用することができる。

また、システム障害報告書については、取引参加者のシステム障害等の状況を把握し、顕在化した問題の原因分析や、東証市場及び OSE 市場に影響を与えうるシステムリスク上の問題点等につき、より早期の段階で把握することに寄与するものといえる。

いずれも、事故等が発生し行政当局に届出・報告を行ったときに合わせて、その写しを添付のうえ東証及び OSE（各々の「取引参加者室」宛）にも随時報告を行う必要があるが、「取引所規則違反」の事案については“月次ベース”での提出を認めている。

[参考通知]

- ・東証「法令又は諸規則に違反する行為に関する報告書」等の提出について（2007 年 5 月 25 日付）
- ・東証「諸規則違反に係る提出対象『別表』」の改訂について（2020 年 7 月 3 日付）等

2. 当法人審査部からの「社内点検要請事項」について

当法人審査部では、審査で認められた違反事例等を踏まえ、取引参加者における未然防止の観点から、社内点検の要請事項を提示し、適宜、参加者各位への自主的な対応を促している。具体的には、2005年度以降、以下に掲げる事項につきこれを実施している。

| 要請実施時期 | 点 検 事 項 | |
|---------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 2005年4月 | 現金即日徴収規制関係 | 規制措置内容の周知体制、中抜け防止等の検証 |
| 〃 | フロントランニング防止管理関係 | 委託注文執行部門と自己売買部門との情報遮断措置の検証 |
| 2005年4月、 2007年4月 | 信用取引委託保証金の計算方法(1・2) | 未受渡分の決済損金と決済益金の相殺の有無、現引き・現渡しの際の算定方法、ほか |
| 2006年5月 | 最良執行義務関係 | 未交付受託の防止管理態勢、ほか |
| 2006年5月、 2007年4月 | 誤発注防止管理関係(1・2) | 全ての商品、注文発注端末に係るリミット設定状況の確認、リミット設定水準の適否チェック、ほか |
| 2007年4月 | 差金決済取引関係 | インターネット取引顧客における買付代金確保のための管理方法の検証 |
| 2008年4月 | 与信リスク管理関係 | OHT株式事件を踏まえた信用取引に係る与信リスク管理上の具体的チェック事項 |
| 2009年5月 | 安定操作取引に係る規制関係(表示義務) | 安定操作実施に係る東証からの一斉連絡内容についての顧客周知態勢等の検証 |
| 2010年6月 | 誤発注防止管理関係(3) | 東証のarrowheadやTdex+稼働に伴うリミット管理状況の確認、使用頻度の低い端末へのリミット設定漏れのチェック、ほか |
| 2012年2月 | 取引所の取引システム本番運用時におけるテスト | 東証の取引システム本番運用時に、仕様確認、動作確認などテストを目的とした |

| | | |
|----------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 発注行為等 | 実需に基づかない注文発注その他のデータ送信を行っていないか、についての点検 |
| 2013年6月 | 誤発注防止のためのリミット設定等 | 東証とOSEの現物市場統合に伴うリミット設定等についての点検 |
| 2013年12月 | 誤発注防止のためのリミット設定等 | 東証とOSEのデリバティブ市場の統合に伴うリミット設定等についての点検 |
| 2015年3月 | 誤発注防止のためのリミット設定等 | arrowhead リニューアルに伴うリミット設定等についての点検 |
| 2016年2月 | 法人関係情報の管理関係 | 業務上アナリストその他が取得する未公表情報全般について、法人関係情報に該当するか否かの検討を遺漏なく行い、法人関係情報を提供した勧誘が行われないよう管理する態勢が十分に整備されているか、についての点検 |
| 2018年6月 | 売買審査システムへのデータ連携 | 自社で取り扱った取引（自己及び委託）に係る情報が適切に売買審査システムに取り込まれ、売買審査対象取引の抽出に漏れが生じていないか、についての点検 |

3. 「注文管理に関するガイドライン」について

近年、電子情報処理組織を利用して注文を自動的に発注する形態の取引が市場取引における存在感を増している中、電子情報処理組織が誤作動した場合等における市場への影響の懸念等から、各取引参加者における実効性のある注文管理体制の整備はより重要性を増しているものと考えられる。

2018年4月には、高速取引行為を行う者の登録制等が導入されたことを契機として、従来のワンショット制限に加え、小口に細分化された多数の注文が行われることにより結果的に過大な数量又は金額となる発注を防止するために、取引参加者が適切と認められる注文の制限を行うべきことを明確化する規則改正を行っている。

更に、こうした電子情報処理組織を利用した取引形態の複雑化・高度化に伴い、証券会社におけるリスク・チェックのあり方についても、その実効性を確保するべく一層の高度化が求められていると考えられることから、今般、システムの異常な動作等により予期しない異常な注文の発注等がなされた場合に直ちに取引所に対する注文の発注を抑止する措置を講じることを義務付けるとともに、従来のワンショット制限等を含むこうした制限や措置について取引参加者の直接的且つ排他的な管理権限のもとで実施することについて、規則上明確化することとした。

これにより、取引参加者においては、高速取引行為の受託等の有無にかかわらず、各社の業態、規模及び顧客属性等に応じて、注文に係る適切な管理を実施することが求められる。

本ガイドラインは、特に取引参加者が過大な注文の発注及びポジションの発生を防止するために適切と認められる注文管理の方法として、注文管理のポイント及び典型的な注文管理方法を例示するものである。また、本ガイドラインの目的に沿った適切な注文管理が可能な場合にはこれと異なる方法による管理を防げるものではない。なお、当然のことながら、本ガイドラインで定める注文管理項目以外の事項に関しても、本ガイドラインの目的を踏まえ、適切な管理体制を講じることが取引参加者には期待される。

4. 取引所システムとの接続に係る管理態勢の整備について

東証及びOSEでは、「接続仕様等の遵守」として、「取引参加者端末装置と売買システムの接続においては接続仕様その他の取引所が定める事項を遵守しなければならない」旨を東証「業務規程第77条第2項」及びOSE「業務規程第51条第2項」にて規定している。具体的には、「本番運用時において、“実需”に基づかない、テストを目的とした発注その他のデータ送信等を禁ずる」等、各種の遵守事項が定められている。

こうした接続仕様等における遵守事項の中には、「取引所売買システムに過度な負荷をかける通信の禁止」等についても言及されている。昨今のICTの技術進歩や取引の高速化等により、注文データの送受信に留まらない各種データ通信におけるリスクが高まっている状況を受け、通信の管理やシステム間の接続に係る管理については一層の重要性が増している。このため、取引参加者においては、大量の異常通信を検知するモニタリング体制及びシステム上の制限、異常通信発生時の対応に係る態勢整備が求められる。

また、通信の管理等を適切に行うことで自社における態勢整備を十分に行っている場合においても、外部で発生した事象が取引所システムとの通信に影響を及ぼす場合もあることから、必要に応じた業務継続体制の整備についても考慮が必要となる。

取引参加者のコンプライアンス担当者においては、当該遵守事項等を踏まえて、システム部門や外部委託先であるシステムベンダー等と連携を行いながら、自社における適切な管理態勢の整備を行っていくことが期待される。

